2009

DISCLOSURE

JAバンク山口信連の概況

やまぐちフラワーランド

INDEX

◎ごあいさつ…… 1

【JAバンクの概要】
- JAグループ・JAバンクの概要 …… 2
- JAバンクシステム…… 3
- JAバンク山口の主な商品・サービス…… 5

【当会の考え方】
- 当会の経営理念と経営方針 …… 8
- コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み …… 9
- リスク管理の状況 ……10
- 内部統制の取り組み ……13

【業　　績】
- 当会の業績 ……15
- トピックス ……16

【社会的責任と貢献活動】 ……17

【組　　織】
- 当会の概要 ……18
- 役員・機構 ……19
- 沿革・歩み ……20

【事　　業】
- 事業のご案内 ……21
- 手数料一覧 ……23

【資　料　編】 ……25

本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
金額は原則として単位未満切捨てのうえ表示しています。

経営管理委員会会長
河 村 壽 雄

代表理事理事長
中 尾 啓 治

ご あ い さ つ

皆さまには、平素よりＪＡバンク山口信連をお引き立ていただきまして、厚くお礼申し上げます。

当会は昭和23年の設立以来、ＪＡと共に地域に密着し、山口県の豊かな自然と農業を守り育てることを通じて、社会や産業の発展に貢献できる地域金融機関を目指した事業を展開してまいりました。

さて、日本経済は、平成14年から始まった景気拡大が「いざなぎ景気」を超え戦後最長となったものの、サブプライム問題に起因する金融市場の混乱に、平成20年度に入り発生したリーマン・ショックが拍車をかけ「100年に一度」と言われる金融危機の混乱に加え、世界的な景気後退の影響から、実体経済は過去に例の無い速度で悪化しております。

このような状況下、われわれ系統信用事業を取り巻く環境も急変いたしましたが、未曾有の金融危機に対して全国のＪＡバンクが一丸となり、経営基盤の再構築を行うことによりこの金融危機を乗り越え、系統信用事業の展開をより一層推し進めることとしております。

また、当会の平成20年度決算においては、組合員をはじめとする利用者・会員ＪＡのご理解のもと、安定した収益の確保ならびに財務体質の強化･リスク管理の強化に努めてまいりましたが、世界的な金融危機の影響を避けることができず、有価証券の多額な損失処理等により欠損金の計上に至りました。

このような状況下ではありますが、ＪＡバンクグループは「ＪＡバンク基本方針」に基づき、全国のＪＡ・信連・農林中央金庫の総合力を結集し、実質的に「一つの金融機関」として機能していくことで、組合員・利用者の皆さまへの良質で高度な金融サービスの提供を目指してさらに系統信用事業の発展に取組むこととしております。また、当会においても平成21年度においては、資本増強による経営基盤を再構築のもと「中期経営計画（平成19年度～平成21年度）」の締めくくりとしてこの計画を実践することにより、系統信用事業の展開を進め、ＪＡバンクの一員として、県内のＪＡバンクと一体となり、皆さまの負託に応えられるようさらに役職員一丸となって邁進する所存でございます。

つきましては、当会に対するご理解を一層深めていただくために、最近の業績や業務内容についてまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。皆さまのご参考としていただき、より一層のご理解を賜れば誠に幸甚に存じます。

何卒、今後とも一層のご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年7月

経営管理委員会会長　河　村　壽　雄
代表理事理事長　中　尾　啓　治

ＪＡグループ・ＪＡバンクの概要

◆JAグループとは

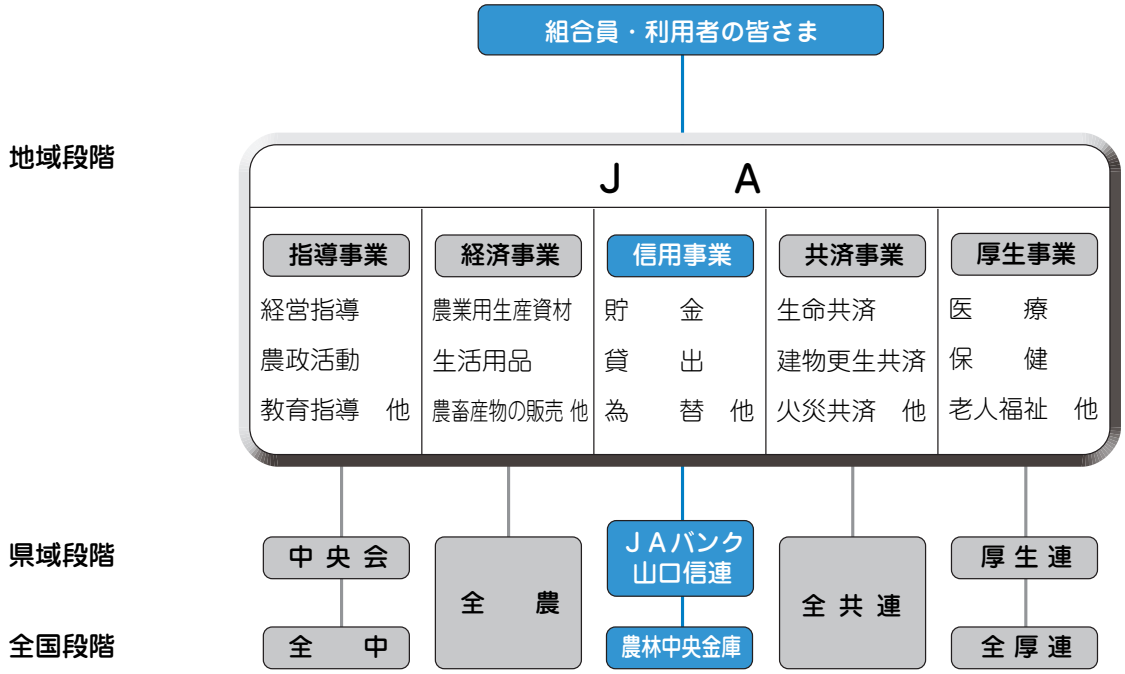

ＪＡグループとは、地域段階のＪＡ、都道府県段階の中央会・連合会、全国段階の中央会・連合会等で構成する協同組織であり、農家をはじめとする組合員組織を基盤に、指導・経済・信用・共済・厚生などの事業を展開しています。

◆JAバンクとは

ＪＡバンクとは、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、安心で便利な金融機関としてご利用いただけるよう、ＪＡバンク会員の総力を結集し、実質的に一つの金融機関として活動しています。

◆県内JAの概況

ＪＡバンク山口では「選ばれるＪＡバンク」を目指し、「信頼・貢献・改革」の基本姿勢のもと、顧客基盤の拡充に取り組みましたが、平成20年度末の県内ＪＡ貯金残高は1兆2,002億円、対前年比△0.4％とやや前年を下回り、県内ＪＡ貸出金残高につきましては、地公共等の償還もあり2,751億円、対前年比△3.8％となりました。

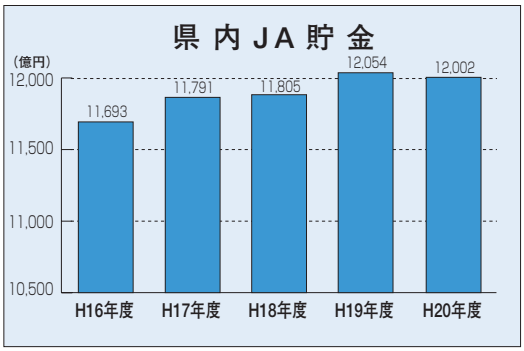

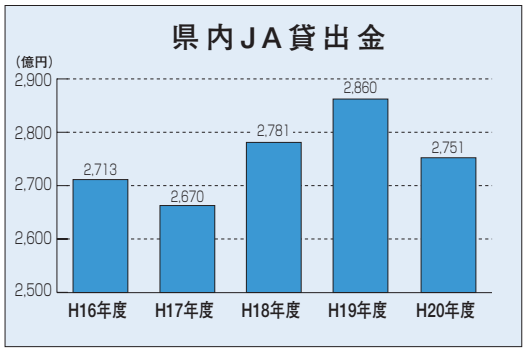

ＪＡバンクシステム

組合員・利用者の皆さまにとって、より安心で便利なＪＡバンクとなるため、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に基づき、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）の総意として「ＪＡバンク基本方針」を制定しました。

このＪＡバンク基本方針に基づき、全国のＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。ＪＡバンクシステムは、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」の2つの柱で成り立っています。

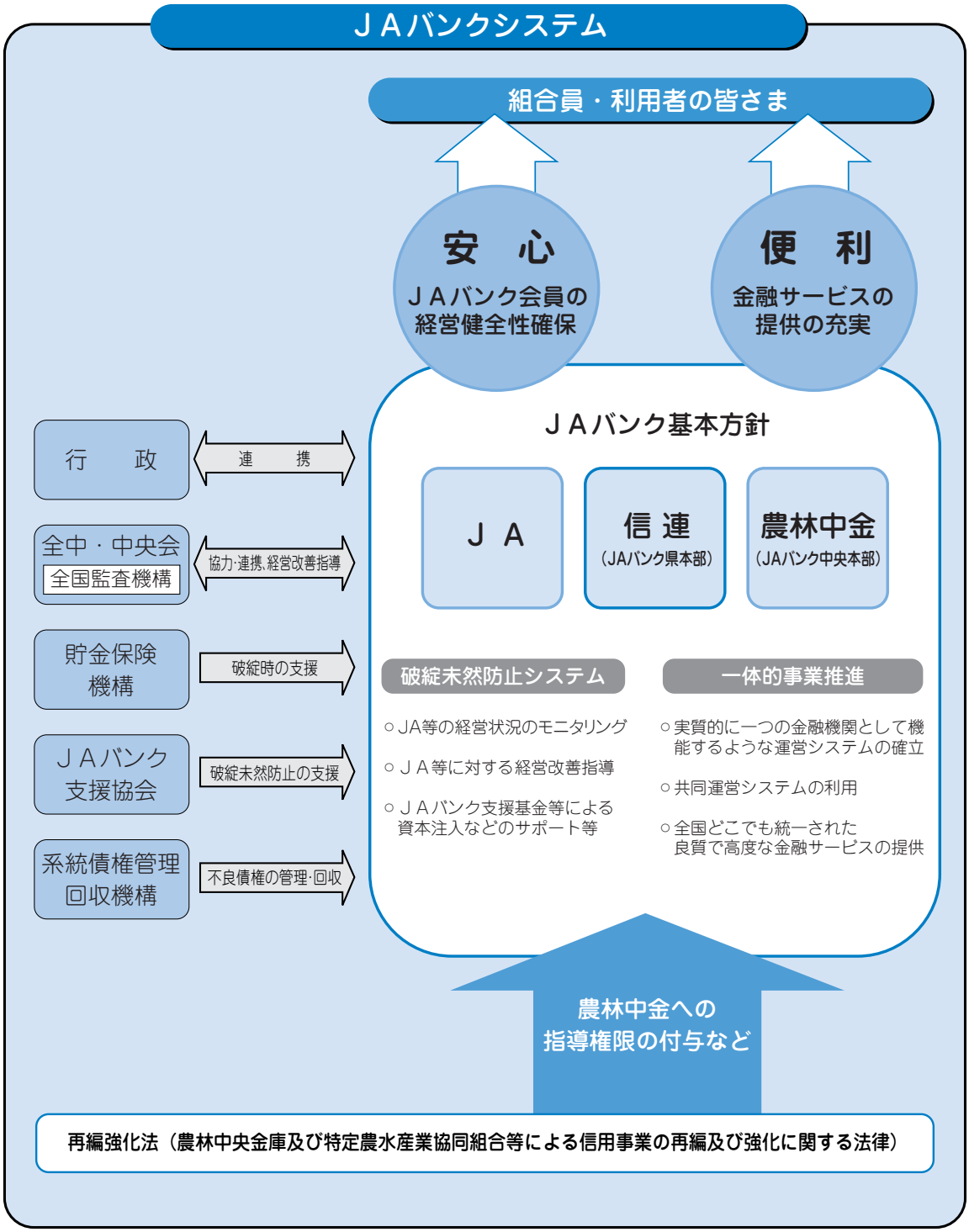

安　心

◆ＪＡバンク・セーフティーネット

ＪＡバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「ＪＡバンク・セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心をお届けしています。

ＪＡバンク・セーフティーネット

破綻未然防止システム

破綻未然防止のための
JAバンク独自の制度

＋

貯金保険制度

貯金者等保護のための
公的な制度

ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、

①個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見

②経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施

③全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入

などを行います。

ＪＡ・信連・農林中金等が加入している、貯金者等保護のための公的な制度です。

万が一、ＪＡが経営破綻し貯金等の払戻しができなくなった場合などに、ＪＡなどから徴収された保険料を原資に、貯金等を一定の範囲で保護します。

「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様です。

便　利

◆金融サービスの提供の充実

ＪＡバンクでは貯金のみならず、住宅ローンなどの各種ローン、国債、投資信託などの商品を豊富にラインアップしています。また、いつでもどこでもお手軽にサービスがご利用いただけるように、ＪＡネットバンクをはじめ、各金融機関との提携拡大によるＪＡキャッシュカードの利便性向上など、組合員・利用者の皆さまにとってより便利なサービスの提供を目指しています。

ＪＡバンク山口の主な商品・サービス

【貯　　金】

種　　類			特　　色	期　間　等	単　位　等
総合口座			・個人のお客様専用の商品です。 ・普通貯金に定期貯金・定期積金をセットすることで、万が一普通貯金残高が不足した場合でも、定期貯金・定期積金残高の90%（最高300万円）まで自動的にご用立ていたします。 ・「受取る・支払う・貯める・借りる」の機能を備えた便利な口座です。	期間の定めはありません。	ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス0.5%、定期積金の利回りプラス0.7%です。
当座貯金			・お支払いには安全で便利な小切手・手形をご用意します。 ・無利息です。	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位
普通貯金			・いつでも、いくらでも自由にお預入れ、お引出しいただけます。 ・年金・給与・配当金などのお受取り口座、公共料金やクレジットカードのご利用代金などのお引落し口座としてご利用いただけます。 ・キャッシュカードでＣＤ・ＡＴＭをご利用いただけます。	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位
普通貯金（決済用口座）			・無利息型の「普通貯金」です。 ・貯金保険制度により全額保護されます。	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位
貯蓄貯金	貯蓄貯金		・個人のお客様専用の商品です。 ・基準残高以上のお預入れをしていただくことで、普通貯金より有利な運用が可能です。 ・キャッシュカードでＣＤ・ＡＴＭをご利用いただけます。 ・各種資金のお受取り・お引落し口座としてはご利用いただけません。	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位
貯蓄貯金	スーパー貯蓄貯金※		・個人のお客様専用の商品です。 ・お預入れ残高に応じてより有利な運用が可能となる、6段階の金額階層別金利が設定されています。 ・キャッシュカードでＣＤ・ＡＴＭをご利用いただけます。 ・各種資金のお受取り・お引落し口座としてはご利用いただけません。	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位
通知貯金			・まとまった資金の短期運用に有利です。 ・ご解約の2日前までにお申し出が必要です。	期間の定めはありません。 （ただし、7日間の据置期間が必要です。）	1万円以上、1円単位
定期貯金	スーパー定期		・目的に応じた期間でご運用いただけます。 ・お預入れ時の金利が満期日まで変わらない固定金利の商品です。 ・個人のお客様でお預入れ期間が３年以上であれば、半年複利でご運用いただけます。	1ヵ月以上5年以内	1円以上300万円未満、1円単位
定期貯金	スーパー定期300		・300万円からお預入れいただける「スーパー定期」です。	1ヵ月以上5年以内	300万円以上、1円単位
定期貯金	期日指定定期貯金※		・個人のお客様専用の商品です。 ・１ヵ月前までのお申し出により、満期日をご指定いただけます。 ・据置期間経過後は、元金の一部お引出しも可能です。 ・お預入れ時の金利が満期日まで変わらない固定金利の商品です。 ・１年複利でご運用いただけます。	最長3年 （ただし、1年間の据置期間が必要です。）	1円以上300万円未満、1円単位
定期貯金	大口定期貯金		・1,000万円以上の大口資金の運用に有利です。 ・お預入れ時の金利が満期日まで変わらない固定金利の商品です。	1ヵ月以上5年以内	1,000万円以上、1円単位
定期貯金	変動金利定期貯金		・市中金利の変動に伴い、金利が半年ごとに見直される変動金利の商品です。 ・個人のお客様でお預入れ期間が３年であれば、半年複利でご運用いただけます。	1年以上3年以内	1円以上、1円単位
定期貯金	積立定期貯金※	エンドレス型	・ご進学、ご旅行など、目的に合わせてご無理のない金額・期間で、将来必要とする資金を着実に積立てるのに適しています。 ・ご契約時に満期日のご指定をしていただかない商品です。 ・積立元金の一部お引出しも可能です。	期間の定めはありません。	1,000円以上、1円単位
定期貯金	積立定期貯金※	満期指定型	・ご進学、ご旅行など、目的に合わせてご無理のない金額・期間で、将来必要とする資金を着実に積立てるのに適しています。 ・ご契約時に満期日をご指定いただく商品です。 ・据置期間経過後は、積立元金の一部お引出しも可能です。	6ヵ月以上6年以内 （ただし、1ヵ月間の据置期間が必要です。）	1,000円以上、1円単位
定期貯金	積立定期貯金※	年金型	・個人のお客様専用の商品です。 ・満期日以降、年金として3ヵ月毎にお受取りいただけます。 ・原則として、毎月普通貯金からの自動振替によりお積立いただきます。なお、現金等による店頭での随時のお預入れも可能です。 ・据置期間経過後は、積立元金の一部お引出しも可能です。	積立期間：3年以上 50年以内 据置期間：6ヵ月以上 5年以内 受取期間：6ヵ月以上 20年以内	1,000円以上、1円単位
定期積金※（スーパー積金）			・ご進学、ご旅行など、目的に合わせてご無理のない金額・期間で、将来必要とする資金を着実に積立てるのに適しています。 ・女性のお客様専用の商品「麗（うらら）」には、協賛店での割引サービスなど、各種特典をご用意しています。	6ヵ月以上5年以内	1,000円以上、1,000円単位
譲渡性貯金			・満期日前に第三者に譲渡することが可能です。 ・満期日前のご解約はできません。 ・お預入れ時の金利が満期日まで変わらない固定金利の商品です。	2週間以上2年以内	5,000万円以上、1,000万円単位
財形貯金※	一般財形貯金		・事業主を通して賃金からの天引きにより定期的にお預入れいただく、勤労者専用の商品です。 ・ご利用目的に制限はございません。	積立期間：3年以上	100円以上、1円単位
財形貯金※	財形年金貯金		・事業主を通して賃金からの天引きにより定期的にお預入れいただく、満55歳未満の勤労者専用の商品です。 ・財形住宅貯金と合わせ、550万円まで非課税となります。 ・満60歳に達した日以降の日から、年金として3ヵ月毎にお受取りいただけます。	積立期間：5年以上 据置期間：6ヵ月以上 5年以内 受取期間：5年以上 20年以内	100円以上、1円単位
財形貯金※	財形住宅貯金		・事業主を通して賃金からの天引きにより定期的にお預入れいただく、満55歳未満の勤労者専用の商品です。 ・財形年金貯金と合わせ、550万円まで非課税となります。 ・お引出しは住宅取得等の費用の充当に限定されます。	積立期間：5年以上	100円以上、1円単位

（注）1. 商品の詳細につきましては、窓口にてご確認ください。
　　2. 当会では※印の商品は取り扱っておりません。お近くのＪＡをご利用ください。

【ロ　ー　ン】

種類・お使いみち		ご利用いただける方	ご利用方法				
			ご利用金額	ご利用期間	ご返済方法	保　証	担　保
ＪＡ住宅ローン・ＪＡリフォームローン							
一般型	①住宅の新築 ②新築住宅の購入 ③中古住宅の購入 ④住宅の増改築 ⑤土地の購入 ⑥他金融機関からの借換資金	お借入時の年齢が20歳以上 66歳未満であり、最終償還時の年齢が80歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	5,000万円以内で、所要資金の75%以内	変動金利型:35年 長期固定金利型:35年 固定金利型:25年 以内	元利均等返済	山口県 農業信用基金協会	融資対象不動産に担保権を設定いたします。
100%応援型	①住宅の新築 ②新築住宅の購入 ③中古住宅の購入 ④住宅の増改築	お借入時の年齢が20歳以上61歳未満であり、最終償還時の年齢が71歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	5,000万円以内で、所要資金の100%以内				
無担保型	①住宅の新築 ②新築住宅の購入 ③中古住宅の購入 ④住宅の増改築 ⑤他金融機関からの借換資金	お借入時の年齢が20歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が76歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	500万円以内で、所要資金の75%以内	15年以内			原則不要
住公併用無担保型	①住宅の新築 ②新築住宅の購入 ③中古住宅の購入	お借入時の年齢が20歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が76歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	700万円以内で、所要資金の100%以内	20年以内			
借換応援型	他金融機関からの借換資金	お借入時の年齢が23歳以上61歳未満であり、最終償還時の年齢が71歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	4,000万円以内で、担保評価額の130%以内	変動金利型:32年 長期固定金利型:32年 固定金利型:25年 以内			融資対象不動産に担保権を設定いたします。
		お借入時の年齢が21歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が80歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	5,000万円以内で、担保評価額の250%以内	34年以内		協同住宅ローン(株)	
新築・購入コース	①住宅の新築 ②新築住宅の購入 ③中古住宅の購入 ④住宅の増改築・改装・補修 ⑤土地の購入	お借入時の年齢が20歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が80歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	5,000万円以内で、所要資金の100%以内	35年以内			
リフォームローン	①住宅の増改築・改装・補修 ②住宅関連設備資金	お借入時の年齢が20歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が76歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	500万円以内	10年6ヵ月以内		山口県 農業信用基金協会	原則不要
				10年以内		協同住宅ローン(株)	
ＪＡ教育ローン							
就学されるご子弟の教育に関するすべてのご資金 （例）入学金、授業料、アパート家賃など		お借入時の年齢が20歳以上であり、最終償還時の年齢が71歳未満の方。	500万円以内	13年6ヵ月以内	元利均等返済	山口県 農業信用基金協会	原則不要
				14年以内		協同住宅ローン(株)	
		お借入時の年齢が20歳以上65歳未満の方。		11年6ヵ月以内		三菱ＵＦＪニコス(株)	
ＪＡマイカーローン							
①自動車・バイク（ともに中古車を含む）のご購入資金・付帯する諸費用 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金 ③付帯設備（カーナビ等）のご購入資金 ④他金融機関からの借換資金 ただし、営業用車両は除く。		お借入時の年齢が18歳以上であり、最終償還時の年齢が71歳未満の方。	500万円以内	7年以内	元利均等返済	山口県 農業信用基金協会	原則不要
①自動車・バイク（ともに中古車を含む）のご購入資金・付帯する諸費用 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金 ③付帯設備（カーナビ等）のご購入資金 ④車庫建設のための資金 ⑤運転免許取得のための資金 ⑥他金融機関からの借換資金 ただし、営業用車両は除く。		お借入時の年齢が18歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が71歳未満の方。				協同住宅ローン(株)	
		お借入時の年齢が20歳以上65歳未満の方。				三菱ＵＦＪニコス(株)	
ＪＡクローバローン							
生活に必要なすべての資金 ただし、負債整理資金・事業性資金等は除く。		お借入時の年齢が18歳以上であり、最終償還時の年齢が71歳未満の方。	300万円以内	5年以内	元利均等返済	山口県 農業信用基金協会	原則不要
ＪＡカードローン							
カードローン	生活に必要なすべての資金	ご契約時の年齢が20歳以上70歳未満の方。	50万円以内	1年(自動更新)	随時返済	山口県 農業信用基金協会	原則不要
らくらくキャッシュ					毎月原則1万円	三菱ＵＦＪニコス(株)	
ワイドカードローン		ご契約時の年齢が20歳以上65歳未満の方。	300万円以内		毎月返済		
その他のＪＡローン							
ＪＡ賃貸住宅ローン		賃貸住宅経営に必要な資金をご提供いたします。（貸出期間：30年以内、貸出金額：4億円以内）					
ＪＡ農業経営ローン		農業経営・農家経営に必要な資金をご提供いたします。（極度額：2,000万円以内）					
ＪＡ営農ローン		営農維持に必要な資金をご提供いたします。（極度額：300万円以内）					

（注）1.ご利用に際しましては、上記のほか一定の条件を満たす必要があり、ご希望にそえない場合もございます。
詳細につきましては窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。
2.当会では上記ローンは取り扱っておりません。お近くのJAをご利用ください。
3.ご利用に際しましては、無理のない計画的なお借り入れ・ご返済にご留意ください。

【国　　債】

種　　類	個人向け国債		長期利付国債	中期利付国債
	変動10年	固定5年		
期　　間	10年	5年	10年	2年・5年
ご購入単位	1万円単位		5万円単位	
お申込み金額	額面金額		銘柄により異なります。	
利子のお支払い	年2回、ご指定の口座にお振込みいたします。			
中途換金	1年経過すれば、直近2回分の利子相当額をお支払いいただくことで換金可能です。	2年経過すれば、直近4回分の利子相当額をお支払いいただくことで換金可能です。	市場価格により買い取らせていただきます。	

（注）1．国債は、貯金保険制度の保護対象ではありません。
2．国債の市場価格は、金融情勢の変化などにより変動いたしますので、ご売却価格がご購入価格を下回る場合もございます。
3．商品の詳細につきましては、窓口にてご確認ください。

登録金融機関
中国財務局長（登金）第154号

【投資信託】

商品名	種類	分類	特色	主なリスク	取得価額	お申込み単位
ＪＡのＭＭＦ	主として日本国内の債券に投資	追加型公社債投信（ＭＭＦ型）	残存期間の短い内外の債券および短期金融商品等に投資し、安定運用を行います。	金利変動リスク 信用リスク 為替変動リスク	1口=1円	1万円以上、1円単位
農中日経225オープン	主として日本国内の株式に投資	追加型株式投信（インデックス型）	日本国内の株式を主要投資対象とし、日経平均株価（日経225）に連動した収益獲得を目指します。	株価変動リスク	申込日の基準価額	1万円以上、1円単位
ＪＡ ＴＯＰＩＸ オープン		追加型株式投信（インデックス型）	日本国内の株式を主要投資対象とし、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）に連動した収益獲得を目指します。	株価変動リスク	申込日の基準価額	1万円以上、1円単位
農中日本株オープン「ニューチョイス」		追加型株式投信（国内株式型）	日本国内の株式を主要投資対象とし、個別銘柄選択を重視した運用により中長期的な収益獲得を目指します。	株価変動リスク	申込日の基準価額	1万円以上、1円単位
ＮＺＡＭ日本好配当株オープン（3カ月決算型）「四季の便り」		追加型株式投信（国内株式型）	日本国内の株式を主要投資対象とし、配当利回りに着目した銘柄選定により、安定した配当収入の確保および株価の値上がり益の獲得を目指します。	株価変動リスク 流動性リスク	申込日の基準価額	1万円以上、1円単位
ゴールドマン・サックス世界資産配分オープン「果樹園」	主として国内外の債券・株式に分散投資	追加型株式投信（バランス型）	為替リスクを限定しながら日本を含む世界各国の債券・株式・短期金融商品に分散投資し、長期的に安定した収益獲得を目指します。	金利変動リスク 株価変動リスク 為替変動リスク 信用リスク カントリーリスク	特定日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
全世界株式債券ファンド（日本・先進国・新興国）（毎月分配型）「ワールドクルーズ」	主として日本・海外先進国・新興国の債券・株式に分散投資	追加型株式投信（バランス型）	拡大が続く世界経済を、日本・海外先進国・新興国の3つの地域から促え、各地域の株式・債券にグローバル分散投資を行うことで、資産の長期的な成長を目指します。	価格変動リスク 流動性リスク 信用リスク 為替変動リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
ＪＡ海外債券ファンド	主として海外の債券に投資	追加型株式投信（バランス型）	為替ヘッジを行わずに日本を除く世界各国の債券に投資し、海外債券の代表的な運用指標であるシティグループ世界国債指数（除く日本）を中長期的に上回る収益獲得を目指します。	金利変動リスク 為替変動リスク 信用リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
ＤＩＡＭ高格付インカム・オープン（毎月決算コース）「ハッピークローバー」		追加型株式投信（バランス型）	為替ヘッジを行わずに実質的に高格付資源国（カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・ノルウェー）の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指し、原則として毎月、収益分配方針に基づく分配を目指します。	金利変動リスク 為替変動リスク 信用リスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）		追加型株式投信（バランス型）	為替ヘッジを行わずにファミリーファンド方式により、世界主要先進国のソブリン債券に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指し、原則として、毎月、収益分配方針に基づく分配を目指します。	金利変動リスク 為替変動リスク 信用リスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
ＪＡ海外株式ファンド	主として海外の株式に投資	追加型株式投信（国際株式型）	為替ヘッジを行わずに日本を除く世界先進各国の株式に投資し、海外株式の代表的な運用指標であるMSCIコクサイ指数を中長期的に上回る収益獲得を目指します。	株価変動リスク 為替変動リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
DIAM世界好配当株オープン（毎月決算コース）「世界配当倶楽部」		追加型株式投信（国際株式型）	為替ヘッジを行わずに日本を除く世界各国の様々な業種の株式に分散投資し、相対的に高い配当利回りをねらい、原則として毎月、配当等収益を中心に分配を目指します。	株価変動リスク 個別銘柄選択リスク 為替リスク 信用リスク 流動性リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
世界の財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）（毎月分配型）	主として国内外の債券・株式・不動産に分散投資	追加型株式投信（バランス型）	主として国内外の不動産（リート等）、債券および株式を投資対象とし、原則としてそれぞれ純資産総額の６分の１を基本に国際分散投資を行い、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指し、原則として毎月、安定した分配を目指します。	不動産投資リスク 金利変動リスク 株価変動リスク 為替変動リスク 信用リスク 流動性リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
ダイワ・グローバルＲＥＩＴオープン（毎月分配型）「世界の街並み」	主として海外の不動産投信に投資	追加型証券投信	主として日本を除く海外のリートに投資する、マザーファンドで運用を行い、安定的な配当利回の確保と信託財産の中長期的な成長を目指し、原則として毎月、安定した分配を目指します。	価格変動リスク 為替リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位

（注）1．投資信託は、預貯金とは異なり、貯金保険制度の保護対象ではありません。
2．投資信託は、値動きのある資産に投資しますので、基準価格は日々変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
3．投資信託の運用による利益および損失は、投資信託購入者が負うことになります。
4．ご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払い対象ではありません。
5・お申込みの際には必ず「目論見書」（一体として交付される書面を含む）、「契約締結前交付書面」の内容を十分にご確認願います。
6．上記以外に取り扱っている商品もございます。商品の詳細につきましては、窓口にてご確認ください。

登録金融機関
中国財務局長（登金）第154号

【その他のサービス】

種　類	内　容
給与振込サービス	毎月の給与やボーナスが、ご指定の貯金口座に自動的に振込まれます。
自動受取サービス	年金や配当金などが、ご指定の貯金口座に自動的に振込まれます。お受取りの都度出かけられる手間が省け、大変便利です。
自動支払サービス	各種公共料金やクレジットカードのご利用代金などを、ご指定の貯金口座から自動的にお支払いいたします。集金や払込みの手間が省け、大変便利です。
内国為替サービス	全国の金融機関と通信ネットワークで結ばれており、振込、送金、手形の取立などの取引を安全・確実にご利用いただけます。
外貨宅配サービス	その場でのお受取りはできませんが、申込用紙にご記入・ご郵送いただくだけで、外貨やトラベラーズ・チェックがご自宅まで配達されます。
JAキャッシュカード	全国のＪＡはもちろん、銀行、セブン・イレブンやイトーヨーカドー等に設置されたセブン銀行のＡＴＭなどで、現金のお引出しや残高照会などの取引をご利用いただけます。
JAカード	ショッピングやレジャーなど、お客様のサイン一つで「簡単に・便利に・安心して」ご利用いただけるクレジットカードです。
デビットカード	「J-Debit」のマークがある全国のお店で、お手持ちのＪＡキャッシュカードを端末に通し、暗証番号を入力するだけで、ご利用代金がキャッシュレスでご決済いただけます。
JAネットバンク	窓口やＡＴＭまで行かなくても、インターネットに接続されているパソコンや携帯電話からアクセスするだけで、振込や残高照会などの各種サービスが24時間ご利用いただけます。

当会の経営理念と経営方針

◆経営理念

「一人は万人のために、万人は一人のために」という協同組合精神の基本理念に基づき、信用事業を通じて、農業の発展と地域経済の振興に貢献し、美しい自然と豊かな地域社会の実現に寄与することを使命としています。

また、ＪＡグループの一員として、会員ＪＡの事業の振興とその組合員の経済状態の改善、社会的地位の向上に資することを経営理念としています。

◆経営方針

当会は、「ＪＡバンク基本方針」に基づくＪＡバンクシステムの一員として、会員ＪＡ、ＪＡ組合員・利用者の皆さまから信頼を得るとともに、より良質で高度な金融サービスの提供を目指すため、「中期経営計画書（平成19年度～平成21年度）」を策定し、次に掲げる項目を基本方針として取り組んでいます。

中期経営計画書（平成19年度～平成21年度）

1．ＪＡバンクシステム県機能の充実・強化

（1）ＪＡバンク県本部機能の充実
（2）ＪＡ信用事業強化の支援
（3）信用システムの安定運用と充実

2．リスク管理・内部管理態勢の高度化

（1）リスク管理態勢の高度化・新ＢＩＳ規制に向けた取り組み
（2）内部管理態勢の高度化

3．安定収益の確保ならびに財務体質の強化

（1）安定収益の確保
（2）財務体質の強化

4．ＪＡ・信連・農林中金の役割分担の検討ならびに内外環境の変化に対応した組織整備の検討

（1）新たなＪＡ合併構想を踏まえた機能・体制の整備の検討
（2）多様な利用者ニーズへの対応と信用事業の更なる効率化を図るため、ＪＡ・信連・農林中金の機能・役割を見直し、全体としてＪＡバンク山口がより一体性を強めるための新たなビジネスモデルの構築に向けた検討
（3）平成20年度以降の奨励施設について農林中金の奨励施設の変更を踏まえた検討

コンプライアンス（法令等遵守）への取り組み

当会は協同組織の金融機関として、金融サービスの提供等、信用事業を通じて地域の農業者、住民および企業の発展・繁栄に貢献することを基本的な使命としています。当会が地域に根ざした金融機関として一層ゆるぎない信頼を確保していくためには、社会的責任と公共的使命を認識するなかで、法令等の厳格な遵守や反社会的勢力を排除し、健全かつ適切な事業運営を行っていくことが最も重要であると考えています。

当会のコンプライアンス態勢については、8項目からなる「コンプライアンスの基本方針」のもとに、毎年コンプライアンスの具体的な実践計画として、理事会・経営管理委員会の決議を経て「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。あわせて、「コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、コンプライアンスの企画推進、進捗管理等の審議や報告を行い、コンプライアンスの着実な実践の確保に努めています。

また、役職員に対しては、役職員の行動規範、遵守すべき法令等の解説およびコンプライアンスに関する諸規定等をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」の周知徹底を図るとともに、教育・研修活動を通じてコンプライアンス重視の職場風土の醸成に努めています。なお、役職員は「コンプライアンス・カード」を携帯し、誠実・公正な業務を遂行するため、行動規範の自己チェックを行っています。

このように、当会はコンプライアンス態勢の強化・充実を経営の重要課題と認識し、健全で公正な業務運営を通じて皆さまや地域社会から信頼される金融機関を目指しています。

コンプライアンスの基本方針

基本方針およびその精神は、役職員の行動指針として、日々の事業運営にあたり常に意識しておく必要があります。

信連は、高い公共性を有し、農業者および地域の企業・住民のための協同組織金融機関として①農業の健全な発展 ②豊かな国民生活の実現 ③地域社会繁栄への奉仕に資するために、その社会的責任と公共的使命を自覚し、地域発展に尽力しています。

このように、信連は、地域社会の負託に応え、これまで以上に揺るぎない信頼を確立していくために、次の８項目からなる基本方針を定めています。

Ⅰ 信連の社会的責任と公共的使命の認識
信連のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

Ⅱ 会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供
「ＪＡバンクシステム」の一員として、ニーズに適した質の高い金融および非金融サービスの提供並びに「ＪＡバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下ＪＡ系統信用事業を支援することによりその役割を十全に発揮し、会員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

Ⅲ 法令やルールの厳格な遵守
すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

Ⅳ 反社会的勢力の排除
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

Ⅴ 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実
経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

Ⅵ 職員の人権の尊重等
職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

Ⅶ 環境問題への取組
資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するなど、環境問題に積極的に取り組む。

Ⅷ 社会貢献活動への取組
信連が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

リスク管理の状況

◆リスク管理体制

金融機関が抱えるリスクが複雑・多様化するなかで、会員・利用者の皆さまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面するさまざまなリスクに適切に対応すべく「リスクマネジメント基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類を明らかにするとともに、「リスク管理委員会」を設置するなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産の自己査定の実施などを通じてリスク管理の充実・強化に努めています。

統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、信用リスク等に新ＢＩＳ規制の「第一の柱」で対象とならないリスクを含め、金融機関が抱えるリスクを総体的に捉え管理することをいいます。

当会では、「統合リスク管理要領」に基づき、リスク管理部門において、年度毎に策定する予算および各月末時点における市場関連リスク、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクを計量化し、これを取得リスクとして、新ＢＩＳ規制で定める自己資本比率算定上の所要自己資本の額を基準として設定した許容リスクとの対比により実績管理を行っています。

平成21年度については、「リスクマネジメント基本方針」に基づき、年度単位でのリスク管理への取り組み事項を具体的に示した「平成21年度リスク管理方針」を策定し、「統合的リスク管理」を重点実施事項の一つに掲げました。これに基づき、取得リスクに対するアラーム・ポイントを設定し、取得リスクがアラーム・ポイントを超過した場合には、関係部署で協議し対応方針について「リスク管理委員会」へ報告するなど、具体的な対応方法を定めています。

市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利、株価、為替等のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価格が変動し損失を被るリスクと、社債等の債券において発行体の財務状況の悪化等の理由により破綻等の状況が生じ、保有する資産の価値が減少または消滅し損失を被る、市場関連取引に付随する信用リスクをいいます。

当会では、「市場リスクマネジメント要領」に基づき、リスク管理部門においてＶａＲ※（バリュー・アット・リスク）によりリスクを計量化することにより評価・分析を行うとともに、効率的かつ機能的なリスク・コントロールに努めています。ＶａＲの計測が困難な市場関連取引に付随する信用リスクについては、業績や財務状況、格付等信用リスクに関するモニタリングを常時行うとともに、「与信限度額管理手続」を設け、取引限度額等による管理を行っています。また、信用リスクの定量的な管理（新ＢＩＳ規制における標準的手法のリスク・ウェイトをもとに算出した所要自己資本額からリスク量を算出）も行っています。

また、日次ベースでのリスク管理として、有価証券の評価損益の水準、前日比を基準にしたアラーム・ポイントと、実質自己資本比率（直近の自己資本比率算出をもとに日々の有価証券の評価損益を加味したもの）の水準を基準にしたアラーム・ポイントの二通りの基準によるアラーム・ポイントを設定するなど、迅速なリスク管理に努めています。

※ＶａＲ（バリュー・アット・リスク）
一定の保有期間、一定の信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失です。当会では、保有期間1ヶ月、信頼区間99%（変動幅2.33標準偏差）のＶａＲを分散・共分散法により算出しています。

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、破綻または延滞・金利減免等の状況が生じ、保有する資産（債権）の価値が減少または消失し損失を被るリスクです。

当会では、「信用リスクマネジメント要領」に基づき、信用リスクに関するモニタリングを行うとともに、債務者別の内部格付に基づき与信限度額を設定し管理しています。また、信用リスクの定量的な管理（新ＢＩＳ規制における標準的手法のリスク・ウェイトをもとに算出した所要自己資本額からリスク量を算出）にも努めています。

与信審査については、審査部門において個別案件の評価を行うなど、営業部門から切り離された独立性を確保しつつ、厳格かつ適格な判断を下せる体制を確立しています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、必要な資金が確保できなくなったり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、金融市場の混乱等により取引が不能になる等から損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。

当会では、流動性リスクを市場関連リスクの一つと捉え、「市場リスクマネジメント要領」のなかに管理体制・管理手法を定めています。

資金繰りリスクについては、日次・月次ベースでの資金繰り、貯金、預金の満期構成等について十分に把握、分析を実施することにより管理を行うとともに、流動性の高い資産を準備するなど、リスクの顕在化に備えています。

市場流動性リスクについては、運用を行ううえでの重要な判断材料の一つとして、運用商品毎の市場流動性リスクを常時モニタリングしています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、人為的あるいは技術的なミスにより発生する「事務リスク」、コンピュータ等システムの不具合や情報システムの不正使用などにより発生する「システムリスク」、さまざまな取引のなかで法律上の問題を原因として損害やトラブルが発生する「法務リスク」等により損失を被るリスクです。

当会では、「オペレーショナル・リスク管理要領」に基づき、それぞれのリスク管理を実施するとともに、各種内部管理手続に基づく事故等の未然防止を徹底しています。また、不測の事態に備えた「コンティンジェンシープラン（危機管理計画）」の策定と定期的な訓練、新しい金融商品の取り扱いや各種契約書類の作成にあたっての顧問弁護士によるリーガル・チェックを実施しています。

◆ 内部監査体制

当会では、業務執行部門から独立した「監査室」を設け、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検討・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会の本所・支所の全てを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長および監事に報告した後、被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善への取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◆ＡＬＭ管理体制

当会では、資金調達と資金運用を統合的に管理し、適正な流動性を保持しつつ、収益の最大化と安定化を図るため、ＡＬＭ委員会を定期的に開催しています。

ＡＬＭ委員会では、経済・金融環境の予測を踏まえた融資および余裕金の運用方針と収益予測、取得リスクの認識等当会の現状分析とリスク削減の対応策、金利変動リスクが収益に及ぼす影響と対応策等を検討し、財務の健全性維持と安定収益の確保に努めています。

◆個人情報保護

当会では、「個人情報保護方針」を定め、個人情報に関する考え方や方針を公表し、利用目的の特定、利用目的による制限、適正な取得、正確性・透明性の確保に取り組んでいます。

また、「個人情報取扱規程」、「個人情報取扱運用細則」により、個人情報の適切な保護、適正な利用に努めています。

◆リスク管理体制図

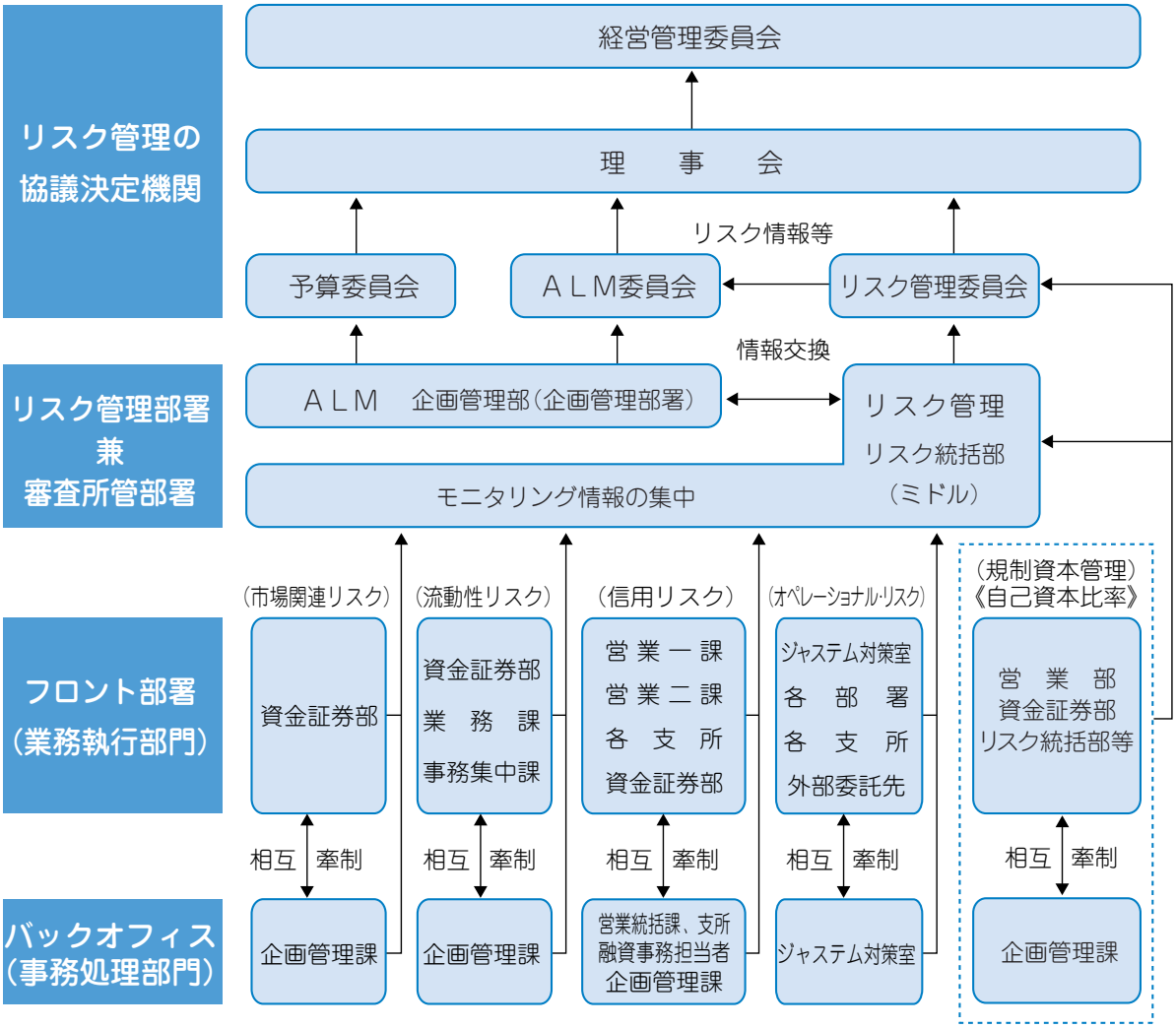

内部統制の取り組み

◆内部統制基本方針

当会は、農林水産業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を制定し取り組んでおります。

役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、「コンプライアンスの基本方針」、「コンプライアンス･マニュアル」等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務の運営を遂行することの重要性を周知徹底する。

(2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受ける。

(3) コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス関係部署および外部の法律事務所に相談･情報提供できる「ヘルプライン」制度を設置する。

(4) 「コンプライアンス･プログラム」を年度毎に策定し、コンプライアンス推進･教育研修活動などを計画的に実施する。

(5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

(1) 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。

(2) 業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。

損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類･定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定する。

(2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーショナル･リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらを統合的にマネジメントする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。

(3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるように許容リスクを設定し、これを上限とした運用を行うようコントロールを行うことにより、経営全体での統合的なリスク管理に取組む。

(4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。

(5) 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。

理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。

(2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事および幹部職員により構成された会議体を設置し、一定の事項にかかる原案等を随時検討する。
(3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構･職制･業務分掌等を明確に定める。

内部監査体制

(1) 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査室を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
(2) 内部監査は、当会の全業務を対象とし、理事会が承認する「年度監査計画」および理事長の承認する「監査実施計画」に基づき実施する。
(3) 監査室長は、内部監査終了後、「内部監査報告書」を取りまとめ理事長に報告する。理事長は、定期的に内部監査の結果を理事会へ報告するとともに、内部監査の実施状況を経営管理委員会へ報告する。
(4) 監査室長は、監事およびＪＡ全国監査機構と定期的および必要に応じて意見･情報交換を行い、連携を強化する。

監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

(1) 監事の職務執行を補助するため、独立した機構として監事室を設置する。
(2) 監事室には、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するため、専任の職員を配置する。
(3) 監事室に配属する職員は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。

理事および職員が監事に報告するための体制およびその他の監事への報告に関する体制

(1) 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事会に報告する。
(2) コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を通知・連絡する。
(3) 監査室は、内部監査結果を理事長に報告し、監事に回付する。また、監事と定期的に意見交換を行う。
(4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。

その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性･有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

(1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べることができるものとする。
(2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
(3) 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
(4) その他、理事および職員は、監事監査基準および監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

当会の業績

平成20年度の日本経済の現状は、下期に入り発生したリーマン・ショックが拍車をかけ「100年に一度」と言われる金融危機に加え世界的な景気後退の影響から、実態経済は過去に例の無い速度で悪化致しました。

このような状況下、われわれ系統信用事業を取り巻く環境も急変し厳しい状況となりましたが、未曾有の金融危機に対して磐石な経営基盤を構築し、もって系統信用事業への貢献を果たすよう取組んでいるところでございます。

平成20年度の業務運営につきましては、「中期経営計画（平成19年度～平成21年度）」の実践に取組みましたが、今年度決算においては有価証券の多額な減損処理に加え、経営の悪化が見込まれる先に対する貸倒引当金を積み増したことから多額の損失金計上に至りました。

貯　金　業　務

ＪＡ貯金の伸びがマイナスとなったものの、ＪＡ貸出金が減少し、平成18年度よりＪＡが市場リスクの低減に取組み有価証券運用が減少したことにより、期末残高は8,794億円と対前年比1.2%の増加となりました。

融　資　業　務

県内を基盤とする地場企業・個人への融資推進の展開と、シンジケートローン等による残高伸長に努めたことに加え、金融機関貸出（劣後ローン）が寄与したことにより、期末残高は1,187億円と対前年比14.6%の増加となりました。

受託貸付業務

住宅金融支援機構資金の償還を主因に、受託貸付金全体の償還が増加し、期末残高303億円と対前年比10.1%の減少となりました。

余裕金運用業務

預け金運用では、預かり資産等の資金変動に対応するため、流動性資金を確保しつつ短期金利の動向を捉えながら効率運用に努めました。JA等からの貯金は増加したものの、農林中央金庫に対する増資等により、期末残高は4,713億円と対前年比7.3%の減少となりました。

有価証券運用につきましては、分散投資を図りながら、安定収益確保を目指したポートフォリオ構築に努めましたが、年後半の金融危機により、期末残高は2,712億円と対前年比19億円の減少となり、有価証券の評価損益は前期末19億円の評価益から今期末73億円の評価損と大幅に減少し、減損等費用は117億円と及ぶものとなりました。

収　　支

収支状況につきましては、「中期経営計画（H19～21）」の中間年度にあたり、安定収益の確保と財務体質の強化に取組みましたが、金融危機の影響を避けられず当期欠損金93億円を計上するに至りました。また、自己資本比率は12.40%となりました。

最近3事業年度の収支状況

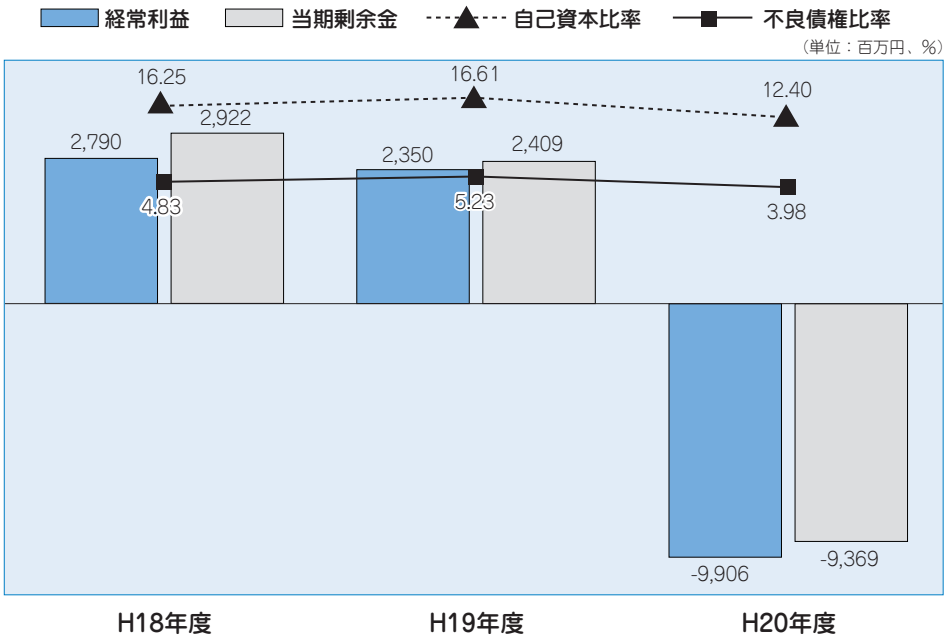

トピックス

セキュリティコードの導入

平成20年4月より偽造カード対策の一環として、セキュリティコードの導入を開始しました。（ＩＣカードについては、平成20年2月より）

これによりカードの真偽がチェックされるようになり、より一層安心してＪＡキャッシュカードがご利用いただけます。

ＪＡバンクＡＴＭ入出金手数料の全国一律無料化の実施

平成20年7月より、ＪＡバンクのキャッシュカードをお使いの方は、全国のＪＡバンクＡＴＭを利用して入出金する際の顧客手数料が、平日はもちろん、土日・祝日でも無料でご利用いただけるようになりました。

ＪＡバンク山口ロールプレイング大会の開催

平成20年11月7日、ＪＡビルにおいて、ＣＳ（顧客満足）向上対策「ＪＡまごころフレッシュアップ運動」の一環として、県下ＪＡの信用窓口担当者のモラールの高揚とセールススキルのレベルアップを目的に、「平成20年度ＪＡバンク山口ロールプレイング大会」を開催しました。

当日は、各ＪＡより選抜された優秀な窓口担当者が実際の窓口（対応）業務を想定して競技し、審査委員による審査およびコメンテーターによる講評が行われるという形で進められました。各チームとも入念な練習を重ね、大変熱のこもった演技を披露され、見学者・顧客役も圧倒されながらも高度な窓口セールスを学ぶ場となりました。

新事務所の開設

平成21年6月8日、ＪＡバンク山口の推進・相談部門の拠点として新事務所（名称：山口信連小郡別館）を開設いたしました。

（住所：山口市小郡下郷1242-4）

社会的責任と貢献活動

当会は、ＪＡグループの一員として、また地域金融機関として、地域社会・経済・産業・文化の発展・振興に貢献していきたいと考えています。

地域社会・地域経済発展への貢献

当会の資金は、そのほとんどが県内のＪＡにお預けいただいた組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を原資としています。その資金をもとに、農業基盤の拡充と発展を目的とした農業関連融資や、地域経済を支える地元企業の発展を支援するための融資を行っています。

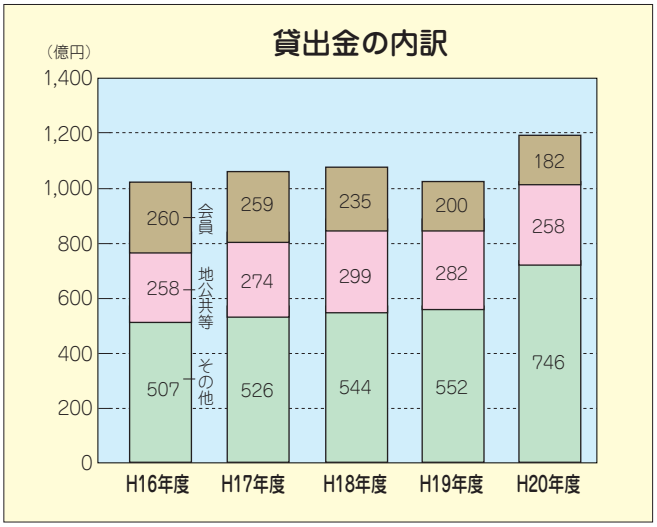

地球温暖化対策の取組み

地球温暖化対策として、建物の外側に「緑のカーテン」をつくり、建築物の温度上昇を抑制する省エネルギー運動を実施しました。

「悠々倶楽部」活動への支援

長年にわたり農業や地域の発展に貢献された高齢者の皆さまに、明るく健やかな人生を送っていただくことを目的に、ゲートボール大会の開催、旅行等の企画を行っています。

地域農業の振興への貢献

本県農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化・後継者不足等による耕作放棄地の拡大や諸規制の緩和・国際化の進展等に伴い、従前の営農手法では地域の農業を維持・継続することは非常に困難な状況にあります。

こうした状況の中、集落型営農組織等の育成に取り組むため「担い手サポート資金」を創設し、集落型営農組織等の設立初期の経営安定に貢献できるよう、JAグループ山口をあげて地域農業の振興・発展に取り組んでいます。

当会の概要

◆会　員　数

資　　格	平成21年３月末現在	平成20年３月末現在
正　会　員	22	22
准　会　員	19	20
合　　計	41	42

◆職　員　数

	平成21年３月末現在	平成20年３月末現在
男　子　職　員	64人	64人
女　子　職　員	38人	38人
嘱　託　常　傭　人	13人	21人
合　　計	115人	123人

◆自動化機器の設置状況

（平成21年６月末現在）

		店　舗　内	店　舗　外
ＪＡ設置	ＣＤ	0台	0台
	ＡＴＭ	150台	30台
信連設置	ＣＤ	0台	46台
	ＡＴＭ	3台	1台

（注）他金融機関との共同設置を含んでいます。

◆店　舗　一　覧

（平成21年６月末現在）

店　舗　名	所　在　地	電話番号
本　　所	山口市小郡下郷2139番地	083（973）2230
県庁内支所	山口市滝町１番１号	083（923）2337
美祢市役所内支所	美祢市大嶺町東分326番地の1	0837（52）1075

◆子会社等（子法人等）

該当ありません。

役員・機構

◆役　　員

平成21年７月現在

経営管理委員会

経営管理委員会会長	河村壽雄
経営管理委員会副会長	松永稔
経営管理委員	益冨嘉男
経営管理委員	水津俊男
経営管理委員	福田博一
経営管理委員	辻久男
経営管理委員	前田文樹
経営管理委員	神尾透
経営管理委員	金子光夫
経営管理委員	原川武
経営管理委員	小田保男
経営管理委員	吉村基
経営管理委員	山本伸雄

理　事　会

代表理事理事長	中尾啓治
代表理事専務	安田謙吾
常務理事	吉本紀與志

監　　事

代表監事	本多正弘
常勤監事	伊藤和宏
監事	柳廣昭
監事	岩村基

◆機　構　図

平成21年７月現在

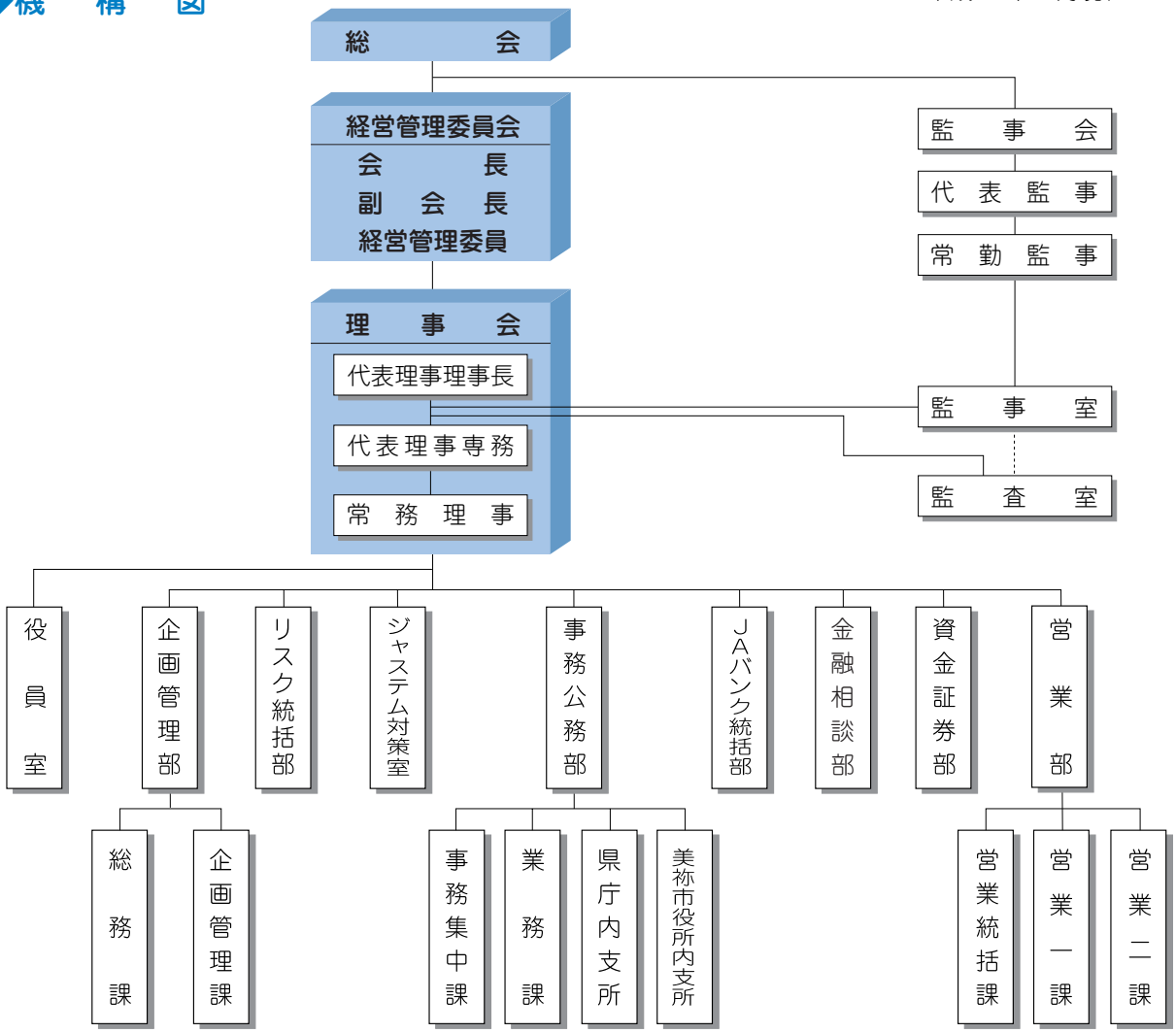

組織

沿革・歩み

大正４年	「商業組合法」により「保証責任山口県信用組合聯合会」を設立
昭和11年	「保証責任山口県購買販売聯合会」と合併し「保証責任山口県信用購買販売聯合会」を設立
昭和18年	「農業団体法」により「山口県農業会」に改組
昭和23年	「農業協同組合法」の制定に伴い「山口県信用農業協同組合連合会」を設立
昭和30年	山口県農協貯金100億円突破
昭和37年	田布施支所を廃止
	本所事務所を山口県農協会館へ移転（現在の山口県ＪＡビル）
昭和38年	住宅金融公庫代理業務開始
昭和39年	大田支所を廃止
昭和41年	久賀・美祢支所を廃止
昭和43年	厚狭・防府支所を廃止
	山口県農協貯金1,000億円突破
昭和47年	山口県指定代理金融機関業務開始
	当会貯金1,000億円突破
昭和54年	全国銀行内国為替制度加盟
昭和55年	山口県農協会館（ＪＡビル）別館完成
	山口県農協貯金5,000億円突破
昭和56年	県内系統農協オンライン開通
昭和59年	全国農協貯金ネットサービス開始
	県庁内支所を開設
昭和61年	岩国・柳井・萩・深川支所を廃止し、岩国・久賀・柳井・萩・深川代理所を開設
	国債等窓販代理業務開始
平成１年	美祢市役所内支所を開設
平成２年	都銀・地銀とのＣＤオンライン提携（ＭＩＣＳ）開始
平成３年	5業態間ＣＤオンライン提携開始
平成４年	山口県ＪＡ貯金１兆円突破
	農協の新シンボルマークと愛称「ＪＡ」を導入
平成５年	久賀・柳井・深川代理所を廃止
平成６年	国債等窓口販売業務（自己窓販）開始
平成８年	新信用システム稼動
	萩代理所を廃止
平成９年	日銀歳入金の取扱開始
平成10年	系統信用事業の愛称として「ＪＡバンク」を導入
平成11年	投資信託窓口販売業務の開始
平成12年	郵便貯金とのＣＤ・ＡＴＭオンライン提携
平成13年	インターネットバンキングサービス「ＪＡネットバンク」開始
	岩国代理所を廃止
平成14年	「ＪＡバンクシステム」発足
	経営管理委員会制度導入
平成16年	確定拠出年金業務開始
	徳山・下関支所を廃止
平成17年	全国統一オンラインシステム（ＪＡＳＴＥＭ）へ移行
	新決済サービス「Pay-easy（ペイジー）」開始
	セブン銀行とのＡＴＭオンライン提携
平成18年	印鑑照会システム稼動
	新ＪＡカードの発行開始
平成19年	ＩＣキャッシュカードの発行開始
平成20年	日銀歳入復代理店として取扱開始
	確定拠出年金の取扱終了
平成21年	ＪＡバンクＡＴＭ入出金手数料の全国一斉無料化開始
	新事務所（小郡別館）の開設

1　主要な業務

◆貯金業務

会員であるＪＡをはじめとした農業団体、地方公共団体、企業そして地域の皆さまからも貯金をお預かりしています。皆さまにお気軽にご利用いただけますよう、各種貯金をとりそろえています。

また、ＪＡキャッシュカードをご利用いただきますと、全国のＪＡはもちろん、銀行、セブン－イレブンやイトーヨーカドー等に設置されたセブン銀行のＡＴＭなどで、現金のお引出しや残高照会などの取引がご利用いただけます。

◆融資業務

一　般　融　資

当会では、地域でお預かりした大切な貯金を地域の繁栄のためにお役立てしたいと常に考えています。良質で豊富な信連資金は、農業関連産業をはじめ、一般企業、個人の方々にも広く利用されています。

設備資金、運転資金、住宅資金のほか、各種資金をご利用にあわせた条件でご融資しています。

公庫・制度資金

農業をされる方が安定した農業経営を維持するための農業経営基盤強化資金などの日本政策金融公庫農林水産事業資金をはじめ、利用者の皆さまの豊かな生活をお手伝いする住宅金融支援機構や日本政策金融公庫国民生活事業（教育資金）の資金なども取り扱っています。

融　資　審　査

融資にあたっては、専任審査体制による厳正な審査により、貸出資産の健全化を図っています。

◆証券業務

幅広い資金運用ニーズにお応えするため、国債や証券投資信託の窓口販売を行っています。

◆為替業務

北海道から沖縄まで、全国のＪＡ、信連、農林中金の各店舗がひとつのネットワークによって結ばれ、さらに全国の各金融機関とも全銀データ通信システムにより結ばれており、振込、送金、手形の取立などの取引を迅速、確実に行っています。また、このネットワークは給与振込や各種の年金振込などに広く利用され、給与や年金受給者のご要望にお応えしています。

2　金融商品の販売等にあたって

金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1．お客様の投資目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2．お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3．不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4．お約束のある場合を除き、お客様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5．お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

利用者保護等管理方針

当会は、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守いたします。また、お客さまの保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。

1．お客さまに対する取引または金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行います。
2．お客さまからの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3．お客さまに関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4．当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、お客さま情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めます。
5．当会との取引に伴い、当会のお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

利益相反管理方針の概要

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないように保護し、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備するため、利益相反管理方針（以下、「本方針」という。）を次のとおり定めます。

1．対象取引の範囲
　本方針の対象とする利益相反のおそれのある取引とは、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2．利益相反のおそれのある取引の類型
　利益相反のおそれのある取引の類型は、次のとおりです。
　（1）お客さまと当会の間の利益が相反する場合
　（2）お客さまと他のお客さまとの間の利益が相反する場合
3．利益相反管理統括部署
　当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその責任者を定めます。この統括部署は、営業部門等からの影響を受けないものとします。
4．利益相反の管理の方法
　利益相反のおそれのある取引を特定した場合には、次に掲げる方法により当該利用者の保護を適正に確保します。
　（1）対象取引を行う部門と当該利用者との取引を行う部門を分離する方法
　（2）対象取引または当該利用者との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
　（3）対象取引に伴い、当該利用者の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該利用者に適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
　（4）その他対象取引を適切に管理するための方法
5．利益相反管理体制
　当会は利益相反管理体制を整備し、以下のとおり実効性のあるものにします。
　（1）統括部署は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を適正に実施します。
　（2）当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規定に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
　（3）当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

手数料一覧

平成21年6月末現在

◆内国為替手数料（1件につき）

（単位：円）

種類 ＼ 取扱区分		当会の本･支所	県内JA	その他の金融機関
振込手数料				
電信扱	3万円未満	210	210	420
	3万円以上	420	420	630
文書扱	3万円未満	210	210	420
	3万円以上	420	420	630
同一店内振込	3万円未満	105	―	―
	3万円以上	315	―	―
ＡＴＭ振込サービス・インターネットバンキングご利用の場合				
電信扱	3万円未満	105	105	210
	3万円以上	210	210	420
同一店内振込	3万円未満	無料	―	―
	3万円以上	無料	―	―
ＦＤ（フロッピーディスク）・定額自動送金サービスご利用の場合				
電信扱	3万円未満	105	105	315
	3万円以上	315	315	525
同一店内振込	3万円未満	無料	―	―
	3万円以上	無料	―	―
送金手数料				
普通扱（送金小切手）		420	420	630
代金取立手数料				
隔地間	普通扱	420	420	630
	至急扱	420	420	840
同一交換区域内（手形）		315	315	315
同一交換区域内（小切手）		105	105	105
その他の諸手数料				
振込・送金の組戻料		630	630	630
不渡手形返却料		630	630	630
取立手形組戻料		630	630	630
取立手形店頭提示料		630	630	630

（注）1．ＡＴＭ振込サービスご利用の場合、当会および県内ＪＡ発行のキャッシュカードのみご利用いただけます。
2．定額自動送金サービスは口座引落手数料が別途52円必要になります。
3．取立手形の店頭呈示に要する実費が630円を超える場合は、その実費を申し受けます。

◆手形小切手帳発行手数料

（単位：円）

小切手帳	1冊（50枚）	840
約束手形帳	1冊（50枚）	1,050
約束手形帳	1冊（20枚）	420
為替手形帳	1冊（20枚）	420

◆CD･ATM利用手数料

（単位：円）

		平日		土曜日		日･祝日･年末･正月
		8:45～18:00	18:00～19:00	9:00～14:00	14:00～17:00	9:00～17:00
当会・県内ＪＡキャッシュカード	出金 入金	無料	無料	無料	無料	無料
県外ＪＡキャッシュカード	出金 入金	無料	無料	無料	無料	無料
提携金融機関カード	出金	105	210	105	210	210
三菱東京UFJ銀行カード		無料	105	105	105	105
自動キャッシング	出金	無料	105	無料	105	105
当会キャッシュカードによるゆうちょＡＴＭ利用	出金 入金	105	210	105	210	210
当会キャッシュカードによるセブン銀行ＡＴＭ利用	出金 入金	無料	105	無料	105	105

（注）１．ＣＤ・ＡＴＭの稼働日・時間帯につきましては、店舗によって異なります。各キャッシュサービスコーナーでご確認ください。
２．時間外のご利用には、別途手数料がかかる場合がございます。各キャッシュサービスコーナーに備え置かれたパンフレット等でご確認ください。

◆両替･硬貨入金手数料

硬貨・紙幣の両替手数料

（単位：円）

持込み・持帰り合計枚数	100枚以下	無料
	101枚以上500枚以下	315
	501枚以上	525

硬貨入金手数料

500枚以上の硬貨入金について、入金額の1.05%（上限：525円）

◆そ　の　他

（単位：円）

払戻回数超過手数料（貯蓄貯金Ⅰ型） （1ヶ月間に5回を超えて払戻しをするときはその払戻し1回あたり）		105
貯金間振替手数料（定型自動振替）		無料
他所払小切手入金手数料		為替取立手数料に準ずる
自己宛小切手発行手数料		420
通帳・証書再発行手数料（１件あたり）		1,050
ＩＣキャッシュカード発行手数料（単体1枚あたり）		1,050
ＩＣキャッシュカード発行手数料（クレジット一体型）		無料
キャッシュカード再発行手数料（1枚あたり）		1,050
ワイドカード発行および再発行手数料		1,050
残高証明書発行手数料	都度発行	420
	継続発行	210
国債等保護預り口座兼振替決済口座管理手数料（１ヶ月あたり）		105
国債等保護預り残高証明書発行手数料		無料
投信販売手数料・解約手数料		ファンド毎の料率
投信保護預り残高証明書発行手数料		210
保護預り手数料（消費税別途） （ただし、500円に満たない場合は500円）		月末残高×1/12×5/10,000
個人情報保護法に係る開示手数料（１件あたり）		525

上記の手数料には、消費税（5%）が含まれています。

資　料　編

CONTENTS

貸 借 対 照 表 ……26
損 益 計 算 書 ……27
キャッシュ・フロー計算書 ……28
平成20年度注記表……29～32
平成19年度注記表……33～36
剰余金処分計算書 ……37
財務諸表の適正性等にかかる確認 ……37
経 営 諸 指 標 ……38～39
貯金に関する指標 ……40
貸出金等に関する指標 ……41～44
有価証券に関する指標 ……44～46
自己資本の充実の状況 ……47～60

貸借対照表

（単位:百万円）

科目	平成20年度（平成21年3月31日）	平成19年度（平成20年3月31日）	科目	平成20年度（平成21年3月31日）	平成19年度（平成20年3月31日）
（資産の部）			（負債の部）		
現金	**751**	**1,290**	**貯金**	**879,456**	**869,199**
預け金	**471,321**	**508,536**	当座貯金	16,831	18,705
系統預け金	470,957	508,513	普通貯金	5,768	4,933
系統外預け金	364	22	貯蓄貯金	14	15
譲渡性預け金	—	—	通知貯金	12,250	15,450
コールローン	**—**	**—**	別段貯金	26,172	977
買現先勘定	**—**	**—**	定期貯金	818,419	829,116
債券貸借取引支払保証金	**—**	**—**	**譲渡性貯金**	**—**	**—**
買入手形	**—**	**—**	**売現先勘定**	**—**	**—**
買入金銭債権	**1,706**	**1,851**	**債券貸借取引受入担保金**	**—**	**—**
金銭の信託	**6,970**	**7,669**	**借用金**	**—**	**—**
有価証券	**262,591**	**263,714**	**代理業務勘定**	**57**	**31**
国債	148,717	128,720	**その他負債**	**3,441**	**3,395**
地方債	13,488	7,518	未払費用	1,884	1,885
短期社債	—	—	その他の負債	1,557	1,509
社債	19,415	24,433	**諸引当金**	**951**	**960**
外国証券	47,942	59,795	賞与引当金	—	—
株式	8,018	11,766	退職給付引当金	929	926
受益証券	21,481	28,505	役員退職慰労引当金	22	34
投資証券	3,526	2,975	**繰延税金負債**	**—**	**517**
その他証券	—	—	**債務保証**	**2,679**	**2,662**
貸出金	**118,788**	**103,565**	**負債の部合計**	**886,586**	**876,766**
手形貸付	428	224	（純資産の部）		
証書貸付	83,216	82,692	**出資金**	**24,647**	**24,647**
当座貸越	11,522	10,266	（うち後配出資金）	（9,104）	（9,104）
金融機関貸付	23,578	10,300	**回転出資金**	**2,197**	**1,407**
割引手形	41	82	**資本準備金**	**—**	**—**
その他資産	**1,882**	**2,253**	**再評価積立金**	**5**	**5**
未収収益	1,575	1,695	**利益剰余金**	**6,679**	**17,200**
その他の資産	306	557	利益準備金	11,012	10,512
固定資産	**1,080**	**1,114**	その他利益剰余金	△ 4,332	6,688
有形固定資産	924	874	特別積立金	3,800	3,000
無形固定資産	156	239	当期未処分剰余金	△ 8,132	3,688
外部出資	**48,142**	**32,595**	（うち当期剰余金）	（△ 9,369）	（2,409）
系統出資	47,091	31,571	**処分未済持分**	**—**	**—**
系統外出資	1,050	1,023	**会員資本合計**	**33,530**	**43,260**
子会社等出資	—	—	**その他有価証券評価差額金**	**△ 7,358**	**1,394**
繰延税金資産	**331**	**—**	**繰延ヘッジ損益**	**—**	**—**
債務保証見返	**2,679**	**2,662**	**評価・換算差額等合計**	**△ 7,358**	**1,394**
貸倒引当金	**△ 3,489**	**△ 3,831**	**純資産の部合計**	**26,171**	**44,655**
外部出資等損失引当金	**—**	**—**			
資産の部合計	**912,758**	**921,422**	**負債及び純資産の部合計**	**912,758**	**921,422**

損益計算書

（単位：百万円）

科目	平成20年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	平成19年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
経常収益	**15,270**	**17,658**
資金運用収益	**12,826**	**12,715**
貸出金利息	1,922	1,997
預け金利息	1,957	1,679
有価証券利息配当金	5,252	5,441
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
買入手形利息	—	—
金利スワップ受入利息	—	—
その他受入利息	3,693	3,597
（うち受取奨励金）	（ 3,093 ）	（ 3,037 ）
（うち受取特別配当金）	（ 573 ）	（ 530 ）
役務取引等収益	**1,592**	**1,624**
受入為替手数料	31	34
その他の受入手数料	1,558	1,588
その他の役務取引等収益	2	0
その他事業収益	**726**	**1,318**
受取助成金	—	—
買入金銭債権売却益	—	—
国債等債券売却益	90	242
国債等債券償還益	17	421
金融派生商品収益	—	38
その他の事業収益	619	615
その他経常収益	**124**	**2,000**
株式等売却益	—	1,921
金銭の信託運用益	77	36
その他の経常収益	46	42
経常費用	**25,176**	**15,307**
資金調達費用	**7,928**	**7,624**
貯金利息	2,990	2,561
譲渡性貯金利息	4	3
借用金利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他支払利息	4,933	5,059
（うち支払奨励金）	（ 4,919 ）	（ 5,039 ）

科目	平成20年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	平成19年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
役務取引等費用	**893**	**913**
支払為替手数料	22	27
その他の支払手数料	866	881
その他の役務取引等費用	4	4
その他事業費用	**10,269**	**3,907**
支払助成金	—	—
外国為替売買損	148	—
買入金銭債権売却損	—	—
国債等債券売却損	787	28
国債等債券償還損	306	0
国債等債券償却	7,617	3,878
金融派生商品費用	1,407	—
その他の事業費用	—	—
経費	**2,008**	**2,056**
人件費	768	785
物件費	1,181	1,214
税金	59	56
その他経常費用	**4,076**	**806**
貸倒引当金繰入額	1,309	672
貸出金償却	—	—
債権売却損	—	0
株式等売却損	—	—
株式等償却	2,729	74
金銭の信託運用損	29	56
その他の経常費用	8	2
経常利益	**△ 9,906**	**2,350**
特別利益	**294**	**167**
固定資産処分益	**1**	**167**
不動産圧縮特別勘定戻入	**90**	**—**
貸倒引当金戻入益	**—**	**—**
償却債権取立益	**1**	**—**
その他の特別利益	**200**	**—**
特別損失	**85**	**104**
固定資産処分損	**2**	**11**
不動産圧縮損	**82**	**—**
不動産圧縮特別勘定繰入	**—**	**90**
減損損失	**0**	**2**
その他の特別損失	**—**	**0**
臨時損失	**—**	**—**
税引前当期利益	**△ 9,696**	**2,413**
法人税、住民税及び事業税	**4**	**4**
法人税、住民税及び事業税還付額	**0**	**—**
法人税等調整額	**△ 331**	**—**
当期剰余金	**△ 9,369**	**2,409**
前期繰越剰余金	**1,237**	**1,279**
当期末処分剰余金	**△ 8,132**	**3,688**

キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科目	平成20年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	平成19年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	△ 9,696	2,413
減価償却費	141	152
減損損失	0	2
貸倒引当金の増加額	△ 342	379
退職給付引当金の増加額	△ 9	△ 64
資金運用収益	△ 12,826	△ 12,715
資金調達費用	7,928	7,624
有価証券関係損益	12,603	1,260
金銭の信託の運用損益	△ 32	39
外部出資関係損益	－	－
固定資産処分損益	△ 7	△ 156
貸出金の純増減	△ 15,222	4,402
預け金の純増減	15,009	6,384
貯金の純増減	10,256	58,581
事業分量配当金の支払額	△ 790	△ 370
その他	325	△ 105
資金運用による収入	12,985	12,497
資金調達による支出	△ 7,937	△ 6,812
小計	**12,383**	**73,513**
法人税等の支払額	△ 4	△ 4
事業活動によるキャッシュ・フロー	**12,379**	**73,509**
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 53,951	△ 55,474
有価証券の売却による収入	9,931	18,883
有価証券の償還による収入	24,113	28,810
固定資産の取得による支出	△ 140	△ 14
固定資産の処分による収入	39	278
外部出資の増加による支出	△ 15,546	△ 8,245
外部出資の減少による収入	－	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	**△ 35,552**	**△ 15,761**
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	1	1
出資金の払戻しによる支出	△ 1	△ 1
出資配当金の支払額	△ 360	△ 360
回転出資金の受入による収入	790	369
回転出資金の払戻しによる支出	－	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	**429**	**9**
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	**－**	**－**
5 現金及び現金同等物の増加額	**△ 22,743**	**57,757**
6 現金及び現金同等物の期首残高	**64,346**	**6,588**
7 現金及び現金同等物の期末残高	**41,602**	**64,346**

平成20年度　注記表

1　重要な会計方針に関する事項

⑴　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。また、取引はあるが期末には残高がない勘定科目は「ー」で表示しております。

⑵　有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

・売買目的の有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式……保有しておりません。
・その他有価証券
　時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
　時価のないもの……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
　取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

（追加の情報）

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価を行っておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する事務上の取扱い」（実務対応報告第25号平成20年10月28日）の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当期末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、経営者による合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が1,124百万円増加、「その他有価証券評価差額金」が1,124百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的な見積もりによる価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算出しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

⑶　金銭の信託（合同運用を除く）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

⑷　デリバティブ取引の評価は時価法により行っています。

⑸　有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。

建　物　　定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は19年～50年です。
動　産　　定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年～15年です。

⑹　無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

⑺　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしておりますが、対象となる取引はありません。

⑻　外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。

⑼　引当金の計上方法

①　貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を除く。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当期は正常先債権、要注意先債権ともに貸倒実績率を採用しています。）を計上しています。要管理債権に対する債権については、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアーで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を一般貸倒引当金として引き当てています。破綻懸念先債権に対する債権については、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアーで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を個別貸倒引当金として引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、査定実施部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っています。

②　退職給付引当金

退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

③　役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金については、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当期末要支給額を計上しています。

⑽　所有権移転外ファイナンス・リースのうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。

（会計方針の変更）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、該当するリース資産はありません。

⑾　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2　貸借対照表に関する事項

(1)　有形固定資産の減価償却累計額は1,363百万円です。
　また、有形固定資産の圧縮記帳額は295百万円です。

(2)　貸借対照表の計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	50百万円	85百万円	136百万円
オペレーティング・リース	ー百万円	2百万円	2百万円

(3)　為替決済、公金等取扱の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預金35,735百万円、有価証券448百万円及びその他資産2百万円を差し入れています。
　なお、その他資産のうち差入保証金は2百万円です。

(4)　子会社等に対する金銭債権・債務はありません。

(5)　理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権・債務はありません。

(6)　貸出金のうち、破綻先債権額は142百万円、延滞債権額は4,004百万円です。
　なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
　また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(7)　貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
　なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

(8)　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は386百万円です。
　なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

(9)　破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,532百万円です。
　なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(10)　割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は41百万円です。

(11)　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、44,730百万円です。

(12)　貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金19,578百万円が含まれています。

3　損益計算書に関する事項

(1)　子会社等との取引による収益・費用はありません。

(2)　債権売却損は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は1,652百万円です。

(3)　当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しています。

主な用途	種類
遊休資産	土地

　業務用資産についてはキャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、遊休資産については各資産毎の単位でグルーピングをしています。
　遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上していますが、影響は軽微です。
　当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。正味売却価額は固定資産税評価額に基づき算定しています。

4　有価証券に関する事項

(1)　有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれています。以下(5)まで同様です。
　なお、当年度末では売買目的及び満期保有目的の有価証券は保有していません。

①　その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	8,269百万円	8,018百万円	△251百万円	369百万円	620百万円
債券	229,892	229,565	△327	6,700	7,027
国債	143,807	148,717	4,910	6,295	1,385
地方債	13,113	13,488	375	375	0
金融債	0	0	0	0	0
社債	20,413	19,415	△998	9	1,007
外国証券	52,558	47,942	△4,615	19	4,634
その他	32,470	26,714	△5,756	38	5,794
合計	270,632	264,297	△6,334	7,107	13,442

（注）
1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. 有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価を行っておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する事務上の取扱い」（実務対応報告第25号平成20年10月28日）の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当期末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、経営者による合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額による評価を行っております。
この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が1,124百万円増加、「その他有価証券評価差額金」が1,124百万円増加しております。
なお、変動利付国債の合理的な見積もりによる価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算出しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。
4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得価額まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該価額をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当期における減損処理額は10,346百万円（うち、外国証券2,975百万円、受益証券3,433百万円、株式2,729百万円、投資証券1,208百万円）であります。
なお、減損処理にあたっては、当期末における時価が取得原価または償却原価に比べて50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っております。
5. その他有価証券のうち「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理（企業会計基準適用指針第12号）に基づき、外国証券の一部について評価差額を当期の損失として「金融派生商品費用」に1,422百万円を計上しています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

売却額	売却益	売却損
10,977百万円	90百万円	1,072百万円

(4) 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりです。
なお、下記に表示したものは、すべて外部出資勘定の株式です。

内　　容	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	43百万円

(5) その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債　券	9,791百万円	65,427百万円	122,647百万円	30,702百万円
国　　債	0	33,106	98,235	17,375
地 方 債	－	－	13,488	－
金 融 債	－	－	－	－
社　　債	2,025	9,520	6,084	1,486
外国証券	7,766	22,801	4,837	11,840
その他	439	13,994	2,608	1,770
合　計	10,230	79,422	125,256	32,473

(6) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

運用目的の金銭の信託	
貸借対照表計上額	3,944百万円
当期の損益に含まれた評価差額	△19
その他の金銭の信託	
取得原価	4,050
貸借対照表計上額	3,026
評価差額	△1,023
うち益	0
うち損	△1,023

（注）
1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

5 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行っています。

② 退職給付債務

退職給付債務	△929百万円
退職給付引当金	△929百万円

③ 退職給付費用

退職給付費用の額	54百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっています。
また、存続組合より示され平成21年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、168百万円となっています。

6　税効果会計に関する事項

(1)　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	1,245百万円
退職給付引当金超過額	249百万円
有価証券償却超過額	5,714百万円
減価償却超過額	39百万円
未払費用否認額	137百万円
欠損金の控除額	339百万円
その他	79百万円
繰延税金資産小計	7,806百万円
評価性引当額	△7,474百万円
繰延税金資産合計(A)	331百万円
繰延税金負債	－百万円
その他有価証券評価差額金	－百万円
繰延税金負債合計(B)	－百万円
繰延税金資産の純額(A)＋(B)	331百万円

(2)　法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当事業年度は、税引き前当期損失であるため、注記を省略しております。
法定実効税率については、平成20年10月1日以降開始する事業年度から適用される地方法人特別税を含めて算出しておりますが、当年度の繰延税金資産及び法人税等調整額に与える影響は軽微であります。

7　キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

平成19年度　注記表

1　重要な会計方針に関する事項

⑴　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

⑵　有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会）に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

なお、当年度末では子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は保有していません。

・売買目的の有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）

・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）

・その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……取得原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

⑶　金銭の信託（合同運用を除く）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

⑷　デリバティブ取引の評価は時価法により行っています。

⑸　有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。

建　物　　定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は19年～50年です。

動　産　　定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年～15年です。

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月１日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しています。この変更による経常利益及び税引前当期利益への影響は軽微です。

また、当年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存価格を5年間で均等償却しています。この変更により、経常利益及び税引前当期利益は、従来の方法によった場合に比べ4百万円減少しています。

⑹　無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

⑺　外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。

⑻　引当金の計上方法

①　貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を除く。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当期は正常先債権は税法基準を採用し、要注意先債権については貸倒実績率を採用しています。）を計上しています。要管理債権に相当する債権については、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアーで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を一般貸倒引当金として引き当てています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアーで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、査定実施部署が資産査定を実施し、査定結果検証部署がその内容を検証しており、その査定結果により上記の引当てを行っています。

②　退職給付引当金

退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

⑼　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。

⑽　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

⑾　「農業協同組合法施行規則」（平成17年農林水産省令第27号）別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」（農林水産省令第75号平成19年9月27日）により改正され、平成19年9月30日から施行されたことに伴い、有価証券の内訳として「投資証券」を追加し、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）第52条第１項に規定する投資証券を表示しています。

⑿　「農業協同組合法施行規則」（平成17年農林水産省令第27号）別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」（農林水産省令第17号平成20年3月28日）により改正され、平成20年3月28日から施行されたことに伴い、従来、「退職給付引当金」に含めて記載しておりました、「役員退任慰労引当金」を「退職給付引当金」、「役員退職慰労引当金」として表示しています。

⒀　「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当年度から改正会計基準及び実務指針を適用しています。

2　貸借対照表に関する事項

⑴　有形固定資産の減価償却累計額は1,334百万円です。

また、有形固定資産の圧縮記帳額は251百万円です。

⑵　リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は259百万円です。
⑶　為替決済、公金等取扱の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預金35,735百万円、有価証券286百万円及びその他資産1百万円を差し入れています。
　なお、その他資産のうち差入保証金は1百万円です。
⑷　子会社等に対する金銭債権・債務はありません。
⑸　理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権・債務はありません。
⑹　貸出金のうち、破綻先債権額は913百万円、延滞債権額は3,910百万円です。
　なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
　また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
⑺　貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
　なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
⑻　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は420百万円です。
　なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
⑼　破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,244百万円です。
　なお、⑹から⑼に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
⑽　割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は82百万円です。
⑾　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、45,705百万円です。
⑿　貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金6,300百万円が含まれています。

3　損益計算書に関する事項
⑴　子会社等との取引による収益・費用はありません。
⑵　債権売却損は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は292百万円です。
⑶　当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しています。

主な用途	種類	減損損失
遊休資産	土地	2百万円

　業務用資産についてはキャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、遊休資産については各資産毎の単位でグルーピングをしています。
　遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。
　当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。正味売却価額は固定資産税評価額に基づき算定しています。

4　有価証券に関する事項
⑴　有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれています。以下⑸まで同様です。
　なお、当年度末では満期保有目的の債券は保有していません。
　①　売買目的有価証券

貸借対照表計上額	0百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	0百万円

　②　その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	9,738百万円	11,766百万円	2,028百万円	2,586百万円	558百万円
債券	217,678	220,466	2,788	6,091	3,303
国債	123,330	128,719	5,389	5,543	154
地方債	7,318	7,518	199	199	0
金融債	0	0	0	0	0
社債	24,624	24,433	△191	99	290
外国証券	62,405	59,795	△2,609	248	2,858
その他	35,911	33,332	△2,579	301	2,880
合計	263,328	265,565	2,236	8,979	6,742

　なお、上記評価差額から繰延税金負債618百万円を差し引いた額1,618百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
⑵　当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

売却額	売却益	売却損
16,931百万円	2,788百万円	28百万円

(4) 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりです。
なお、下記に表示したものは、すべて外部出資勘定の株式です。

内　　容	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	43百万円

(5) その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債　券	22,636百万円	39,159百万円	129,389百万円	28,275百万円
国　　債	5,013	―	110,871	12,835
地 方 債	―	―	7,518	―
金 融 債	―	―	―	―
社　　債	9,254	9,552	3,705	1,618
外国証券	8,368	29,607	7,294	13,821
その他	1,731	12,369	7,958	1,834
合　計	24,368	51,528	137,348	30,110

(6) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

運用目的の金銭の信託	
貸借対照表計上額	3,943百万円
当期の損益に含まれた評価差額	0
その他の金銭の信託	
取得原価	4,050
貸借対照表計上額	3,725
評価差額	△324
うち益	0
うち損	324

なお、上記の評価差額に繰延税金資産100百万円を加えた額△224百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(7) その他有価証券の時価が取得原価又は償却原価に比べて30%以上下落した場合、もしくは下落率は30%未満であるが、当該有価証券の発行会社の信用状況に重大な懸念が生じている場合を著しい下落とし、回復の可能性がある場合を除き減損処理をすることとしております。
当年度においてその他有価証券で時価のある外国証券、受益証券、株式について3,953百万円の減損処理を行っています。

5 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行っています。

② 退職給付債務の額、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項

退職給付債務の額	960百万円
退職給付引当金の額	960
退職給付費用の額	56

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。
なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、7百万円となっています。
また、存続組合より示され平成20年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、181百万円となっています。

6 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	1,072百万円
退職給付引当金超過額	235
有価証券償却超過額	2,686
減価償却超過額	43
未払費用否認額	127
欠損金の控除額	380
その他	151
繰延税金資産小計	4,697
評価性引当額	△4,697
繰延税金資産合計(A)	―
繰延税金負債	
その他有価証券	△517
繰延税金負債合計(B)	△517
繰延税金負債の純額(A)＋(B)	△517

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	31%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.8%
事業分量配当金等永久に損金に算入される項目	△10.2%
評価性引当額	△18.2%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.2%

7 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

剰余金処分計算書

（単位：百万円）

科目	平成20年度	平成19年度
当期末処分剰余金	**△ 8,132**	**3,688**
剰余金処分額	**△ 8,132**	**2,451**
利益準備金	△ 4,332	500
任意積立金	△ 3,800	800
（特別積立金）	（△ 3,800）	（800）
出資配当金	―	360
（普通出資に対する配当金（配当率））	（―（―））	（233（1.50%））
（後配出資に対する配当金（配当率））	（―（―））	（127（1.40%））
事業分量配当金	―	790
次期繰越剰余金	**―**	**1,237**

(注) 事業分量配当金の配当基準、配当率は次のとおりです。

	平成20年度	平成19年度
(1) 配当基準	―	1ヵ年以上の定期貯金（中長期貯金を除く）のネット平残
(2) 配当率	―	0.10%

財務諸表の適正性等にかかる確認

確　認　書

① 私は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関する全ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認いたしました。

② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。

・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成21年7月1日

山口県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長　中　尾　啓　治

（注）財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分計算書（及びキャッシュ・フロー計算書）を指しています。

経営諸指標

（最近5事業年度の主要な経営指標）

（単位：百万円）

項目	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
経常収益	15,270	17,658	12,484	11,754	11,165
経常利益	△ 9,906	2,350	2,790	2,820	1,897
当期剰余金	△ 9,369	2,409	2,922	2,772	1,883
出資金	24,647	24,647	24,647	24,647	24,647
（出資口数）	(2,464,703)	(2,464,703)	(2,464,703)	(2,464,703)	(2,464,703)
純資産額	26,171	44,655	52,421	47,612	39,970
総資産額	912,758	921,422	874,120	827,760	838,200
貯金等残高	879,456	869,199	810,618	768,520	789,826
貸出金残高	118,788	103,565	107,968	106,067	102,581
有価証券残高	262,591	263,714	272,156	267,070	231,243
剰余金配当金額	ー	1,151	730	1,105	617
普通出資配当金額	ー	233	233	233	233
後配出資配当金額	ー	127	127	127	91
事業分量配当金額	ー	790	370	745	293
職員数（人）	102	102	104	104	110
自己資本比率	12.40%	16.61%	16.25%	14.40%	13.61%

（利益総括表）

（単位：百万円、%）

項目	平成20年度	平成19年度	増減
資金運用収支	4,971	5,163	△ 191
役務取引等収支	698	710	△ 11
その他事業収支	△ 9,542	△ 2,588	△ 6,953
事業粗利益	△ 3,871	3,285	△ 7,157
（事業粗利益率）	(△ 0.44)	(0.38)	(△ 0.82)

（注）1．資金運用収支＝資金運用収益－（資金調達費用－金銭の信託運用見合費用）
2．役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
3．その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
4．事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
5．事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

（資金運用収支の内訳）

（単位：百万円、%）

項目	平成20年度			平成19年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	**880,756**	**12,826**	**1.46**	**860,762**	**12,715**	**1.48**
うち預け金	493,446	5,624	1.14	482,214	5,246	1.09
うち有価証券	282,800	5,252	1.86	270,319	5,441	2.01
うち貸出金	102,668	1,922	1.87	107,279	1,997	1.86
資金調達勘定	**864,983**	**7,855**	**0.91**	**838,226**	**7,552**	**0.90**
うち貯金	862,927	7,837	0.91	836,081	7,528	0.90
うち譲渡性貯金	1,471	4	0.28	1,215	3	0.27
うち借用金	―	―	―	―	―	―
総資金利ざや	―	―	0.32	―	―	0.33

（注）1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
資金調達原価率＝（資金調達費用＋経費－金銭の信託運用見合費用）／（資金調達勘定平均残高－金銭の信託運用見合額）×100
2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
3. 資金調達勘定の「うち貯金」の利息には、支払奨励金が含まれています。
4. 資金調達勘定の平均残高及び利息は、金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

（受取・支払利息の増減額）

（単位：百万円）

項目	平成20年度	平成20年度増減額	平成19年度	平成19年度増減額
受取利息	**12,826**	**111**	**12,715**	**2,319**
うち預け金	5,624	377	5,246	1,530
うち有価証券	5,252	△ 189	5,441	616
うち貸出金	1,922	△ 74	1,997	148
支払利息	**7,855**	**303**	**7,552**	**1,755**
うち貯金	7,837	308	7,528	1,745
うち譲渡性貯金	4	0	3	1
うち借用金	―	―	―	―
差し引き	**4,971**	**△ 191**	**5,163**	**564**

（注）1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
3. 支払利息の「うち貯金」には、支払奨励金が含まれています。
4. 支払利息は、金銭の信託運用見合費用を控除しています。

（利益率）

（単位：%）

項目	平成20年度	平成19年度	増減
総資産経常利益率	△ 1.07	0.26	△ 1.33
純資産経常利益率	△ 21.72	5.35	△ 27.07
総資産当期純利益率	△ 1.01	0.27	△ 1.28
純資産当期純利益率	△ 20.54	5.48	△ 26.02

（注）1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

（貯貸率・貯証率）

（単位：%）

項目		平成20年度	平成19年度	増減
貯貸率	期末	13.51	11.92	1.59
	期中平均	11.77	12.69	△ 0.92
貯証率	期末	29.86	30.34	△ 0.48
	期中平均	32.42	31.98	0.44

（注）1. 貯貸率（期　末）＝貸出金残高／貯金残高（譲渡性貯金を含む）×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高（譲渡性貯金を含む）×100
3. 貯証率（期　末）＝有価証券残高／貯金残高（譲渡性貯金を含む）×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高（譲渡性貯金を含む）×100

貯金に関する指標

（貯金の科目別平均残高）

（単位：百万円、%）

科目	平成20年度		平成19年度		増減
流動性貯金	35,156	（ 4.03）	42,064	（ 4.98）	△ 6,908
定期性貯金	833,434	（ 95.53）	801,081	（ 94.76）	32,352
その他の貯金	2,328	（ 0.27）	983	（ 0.12）	1,344
計	**870,919**	**（ 99.83）**	**844,130**	**（ 99.86）**	**26,788**
譲渡性貯金	1,471	（ 0.17）	1,215	（ 0.14）	256
合計	**872,390**	**（ 100.00）**	**845,345**	**（ 100.00）**	**27,044**

（注）1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. （　）内は構成比です。

（定期貯金の金利条件別残高）

（単位：百万円、%）

種類	平成20年度		平成19年度		増減
定期貯金	**818,419**	**（ 100.00）**	**829,116**	**（ 100.00）**	**△ 10,696**
うち固定金利定期	818,419	（ 100.00）	829,116	（ 100.00）	△ 10,696
変動金利定期	—	（ —）	—	（ —）	—

（注）1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
3. （　）内は構成比です。

貸出金等に関する指標

（貸出金の科目別平均残高）

（単位：百万円）

科目	平成20年度	平成19年度	増減
手形貸付	318	251	67
証書貸付	92,122	96,975	△ 4,852
当座貸越	10,176	9,967	209
割引手形	50	86	△ 35
合計	**102,668**	**107,279**	**△ 4,611**

（貸出金の金利条件別残高）

（単位：百万円、%）

種類	平成20年度		平成19年度		増減
固定金利貸出	45,277	(38.12)	44,414	(42.88)	863
変動金利貸出	73,510	(61.88)	59,151	(57.12)	14,358
合計	**118,788**	**(100.00)**	**103,565**	**(100.00)**	**15,222**

（注）（　）内は構成比です。

（貸出金の担保別残高）

（単位：百万円）

種類	平成20年度	平成19年度	増減
貯金等	0	153	△ 153
有価証券	1,615	1,568	47
動産	—	7	△ 7
不動産	26,377	28,454	△ 2,077
その他担保物	—	—	—
小計	**27,993**	**30,184**	**△ 2,191**
農業信用基金協会保証	1,267	1,436	△ 168
その他保証	2,134	2,862	△ 728
小計	**3,401**	**4,299**	**△ 897**
信用	87,393	69,081	18,311
合計	**118,788**	**103,565**	**15,222**

（貸出金の使途別残高）

（単位：百万円、%）

種類	平成20年度		平成19年度		増減
設備資金	29,259	(24.63)	28,889	(27.89)	370
運転資金	89,528	(75.37)	74,676	(72.11)	14,851
合計	**118,788**	**(100.00)**	**103,565**	**(100.00)**	**15,222**

（注）（　）内は構成比です。

（貸出金の業種別残高）

（単位：百万円、%）

種類	平成20年度	平成19年度	増減
農業	6,277 （ 5.28）	5,528 （ 5.34）	749
林業	― （ ―）	― （ ―）	―
水産業	― （ ―）	― （ ―）	―
製造業	24,948 （ 21.00）	19,468 （ 18.80）	5,479
鉱業	1,500 （ 1.26 ）	1,000 （ 0.97）	500
建設業	1,191 （ 1.00）	1,330 （ 1.28）	△ 138
電気･ガス･熱供給･水道業	12 （ 0.01）	12 （ 0.01）	―
運輸・通信業	3,432 （ 2.89）	2,535 （ 2.45）	896
卸売・小売・飲食業	2,760 （ 2.32）	1,858 （ 1.79）	901
金融・保険業	25,897 （ 21.80）	13,885 （ 13.41）	12,011
不動産業	7,224 （ 6.08）	7,928 （ 7.66）	△ 704
サービス業	12,151 （ 10.23）	12,703 （ 12.27）	△ 551
地方公共団体	22,374 （ 18.84）	23,872 （ 23.05）	△ 1,497
その他	11,018 （ 9.28）	13,443 （ 12.98）	△ 2,424
合計	**118,788 （ 100.00）**	**103,565 （ 100.00）**	**15,222**

（注）（　）内は構成比です。

（債務保証の担保別残高）

（単位：百万円）

種類	平成20年度	平成19年度	増減
貯金等	―	―	―
有価証券	―	―	―
動産	―	―	―
不動産	2,013	1,933	80
その他担保物	―	―	―
小計	**2,013**	**1,933**	**80**
信用	688	752	△ 63
合計	**2,702**	**2,685**	**16**

資料編

（リスク管理債権の状況）

（単位：百万円）

区　　分	平成20年度	平成19年度	増　　減
破　綻　先　債　権	142	913	△ 771
延　滞　債　権	4,004	3,910	93
3ヵ月以上延滞債権	―	―	―
貸出条件緩和債権	386	420	△ 34
合　　計　A	**4,532**	**5,244**	**△ 711**
担保・保証付債権B	1,720	1,882	△ 162
個別貸倒引当金C	2,556	3,134	△ 577
担保等控除後（A－B－C）	255	227	28

※「担保等控除後」については、一般貸倒引当金により全額保全されています。

（注）1. 破綻先債権
元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

2. 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権
元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権、及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

（金融再生法開示債権区分に基づく保全状況）

（単位：百万円）

区　　分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,695	301	353	1,040	1,695
危　険　債　権	2,769	958	42	1,768	2,769
要管理債権	386	246	―	140	386
小　　計	**4,851**	**1,506**	**395**	**2,948**	**4,851**
正　常　債　権	116,868				
合　　計	**121,719**				

（注）上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、貸借対照表の貸出金及びその他資産中の未収利息及び仮払金ならびに支払承諾見返（債務保証見返）について、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

1．破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権
3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がなく、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権に該当しない債権をいいます。

（貸倒引当金の期末残高及び期中増減額）

（単位：百万円）

区分	平成20年度					平成19年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	425	671	—	425	671	716	425	—	716	425
個別貸倒引当金	3,405	2,817	1,652	1,753	2,817	2,735	3,405	292	2,443	3,405
合計	**3,831**	**3,489**	**1,652**	**2,179**	**3,489**	**3,452**	**3,831**	**292**	**3,159**	**3,831**

（貸出金償却の額）

（単位：百万円）

項目	平成20年度	平成19年度
貸出金償却額	—	—

（注）個別貸倒引当金と相殺前の金額です。

（元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況）

該当する取引はありません。

有価証券に関する指標

（有価証券の科目別平均残高）

（単位：百万円）

科目	平成20年度	平成19年度	増減
国債	139,302	122,551	16,750
地方債	12,275	6,873	5,401
短期社債	—	—	—
社債	21,813	41,002	△ 19,189
外国証券	62,724	59,321	3,402
株式	10,556	10,973	△ 416
その他証券	36,128	29,597	6,531
合計	**282,800**	**270,319**	**12,481**

（商品有価証券の科目別平均残高）

該当する取引はありません。

（有価証券の残存期間別残高）

（単位：百万円）

科　目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
平成20年度								
国　　債	―	―	31,973	39,749	55,636	16,448	―	143,807
地　方　債	―	―	―	1,140	11,972	―	―	13,113
短期社債	―	―	―	―	―	―	―	―
社　　債	2,029	5,691	4,548	―	6,274	1,567	301	20,413
外国証券	8,024	12,228	13,169	4,309	1,111	13,011	703	52,558
株　　式	―	―	―	―	―	―	8,269	8,269
その他証券	555	7,746	7,501	1,461	1,760	1,000	10,665	30,692
平成19年度								
国　　債	5,000	0	―	52,897	52,443	12,989	―	123,331
地　方　債	―	―	―	1,349	5,969	―	―	7,318
短期社債	―	―	―	―	―	―	―	―
社　　債	9,232	4,288	5,296	―	3,871	1,633	301	24,624
外国証券	8,974	20,111	10,214	1,015	6,385	15,001	703	62,405
株　　式	―	―	―	―	―	―	9,738	9,738
その他証券	1,812	5,913	6,945	4,367	3,347	1,000	10,655	34,043

（注）取得価額または償却原価によっています。

（有価証券の時価情報）

（単位：百万円）

保有区分	平成20年度			平成19年度		
	取得価額	時　価	評価損益	取得価額	時　価	評価損益
売買目的	―	―	―	0	0	0
満期保有目的	―	―	―	―	―	―
その他	268,854	262,591	△ 6,263	261,459	263,714	2,254
合　計	**268,854**	**262,591**	**△ 6,263**	**261,460**	**263,714**	**2,254**

（注）1．「取得価額」は、取得価額または償却原価です。
2．「時価」は、期末日における市場価格等によっています。
3．売買目的有価証券は、「時価」を貸借対照表価額とし、「評価損益」については当期の損益に計上しています。
4．満期保有目的の債券は、「取得価額」を貸借対照表価額として計上しています。
5．その他有価証券は、「時価」を貸借対照表価額としています。

（金銭の信託の時価情報）

（単位：百万円）

保有区分	平成20年度			平成19年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
運用目的	3,963	3,944	△ 19	3,943	3,943	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
その他	4,050	3,026	△ 1,023	4,050	3,725	△ 324
合計	**8,013**	**6,970**	**△ 1,042**	**7,993**	**7,669**	**△ 324**

（注）1. 「取得価額」は、取得価額または償却原価です。
2. 「時価」の算定は、次のとおり受託者が合理的に算出した価格によっています。
（1）取引所上場有価証券については、主として東京証券取引所における最終価格によっています。
（2）店頭株式については、日本証券業協会が公表する売買価格等によっています。
3. 運用目的の金銭の信託は、「時価」を貸借対照表価額とし、「評価損益」については当期の損益に計上しています。
4. 満期保有目的の金銭の信託は、「取得価額」を貸借対照表価額として計上しています。
5. その他の金銭の信託は、「時価」を貸借対照表価額としています。

（取引所金融先物取引等）

該当する取引はありません。

（金融等デリバティブ取引）

（単位：百万円）

区分		平成20年度		平成19年度	
		想定元本	時価評価	想定元本	時価評価
金利スワップ	受取固定･支払変動	—	—	—	—
	受取変動･支払固定	—	—	5,000	△ 24
合計		**—**	**—**	**5,000**	**△ 24**

（有価証券店頭デリバティブ取引）

該当する取引はありません。

自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重点課題として取り組んでまいりましたが、世界的な金融危機と実体経済の景気後退による影響を避けることができず、有価証券の多額の評価損が発生し減損処理を実施したことを主要因とし、平成21年3月末における自己資本比率は、12.40%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか、回転出資金、後配出資金により調達しています。

○普通出資による資本調達額	155億円	（前年度155億円）
○回転出資金による資本調達額	21億円	（前年度 21億円）
○後配出資による資本調達額	91億円	（前年度 91億円）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、自己資本充実度の評価と自己資本比率の安定的な水準の維持に努めるため、自己資本増強策として平成21年度において会員JAから109億円の後配出資および200億円の永久劣後特約付借入金による調達を予定しています。これにより盤石な経営基盤を再構築し、経営の健全性確保に努めることとしております。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めることとしております。

（1）自己資本の構成

（単位：百万円、%）

項目	当期末	前期末
出資金	24,647	24,647
うち後配出資金	9,104	9,104
回転出資金	2,197	2,197
再評価積立金	5	5
資本準備金	—	—
利益準備金	6,679	11,012
特別積立金	—	3,800
次期繰越剰余金	—	1,237
処分未済持分	—	—
その他有価証券の評価差損	—	—
営業権相当額	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
基本的項目　計（A）	**33,530**	**42,899**
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
一般貸倒引当金	671	425
相互援助積立金	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務	—	—
補完的項目不算入額	—	—
補完的項目　計（B）	**671**	**425**
自己資本総額（A＋B）（C）	**34,201**	**43,325**

項目	当期末	前期末
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス（告示第223条を準用する場合を含む）	142	—
控除項目不算入額	—	—
控除項目　計（D）	**142**	**—**
自己資本額（C－D）（E）	**34,058**	**43,325**
資産（オン・バランス）項目	261,313	246,761
オフ・バランス取引項目	2,490	2,493
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	10,648	11,542
リスク・アセット等　計（F）	**274,453**	**260,797**
Tier 1比率（A／F）	**12.21%**	**16.44%**
自己資本比率（E／F）	**12.40%**	**16.61%**

（注）1．農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しております。なお、当会は国内基準を採用しています。

2．当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

3．「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示（平成20年金融庁・農水省告示第22号。以下「特例告示」という。）」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「ー」（ハイフン）で記載しています。

（2） 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	平成20年度			平成19年度		
信用リスク・アセット（標準的手法）	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセットの額 a	所要自己資本額 b＝a × 4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセットの額 a	所要自己資本額 b＝a × 4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	142,835	0	0	123,560	0	0
我が国の地方公共団体向け	35,688	0	0	31,370	0	0
地方公営企業等金融機構及び我が国の政府関係機関向け	1,397	139	5	2,481	248	9
地方三公社向け	2,856	0	0	3,928	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	518,970	121,329	4,853	537,883	114,496	4,579
法人等向け	76,833	54,454	2,178	76,445	54,405	2,176
中小企業等向け及び個人向け	244	177	7	274	199	7
抵当権付住宅ローン	6,841	2,382	95	7,752	2,688	107
不動産取得等事業向け	7,074	6,669	266	8,080	7,242	289
三月以上延滞等	1,385	231	9	1,874	113	4
信用保証協会等による保証付	1,327	132	5	1,503	128	5
出資等	59,317	59,317	2,372	44,752	44,752	1,790
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	28,958	14,402	576	40,144	20,065	802
証券化	1,865	2,266	90	5,173	1,762	70
上記以外	23,847	2,299	91	35,280	3,152	126
エクスポージャー別計	**909,443**	**263,804**	**1,552**	**920,506**	**249,255**	**9,970**
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b＝a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b＝a×4%
		10,648	425		11,542	461
所要自己資本額	リスク・アセット（分母）合計 a		所要自己資本額 b＝a×4%	リスク・アセット（分母）合計 a		所要自己資本額 b＝a×4%
		274,453	10,978		260,797	10,431

（注）1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

6. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

資料編

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスクについては、「信用リスクマネジメント要領」を制定し、債務者別の内部格付に基づく与信限度額による管理を行っています。また、新ＢＩＳ規制における標準的手法のリスク・ウェイトより算出した所要自己資本からリスク量を算出するなど、信用リスクの定量的な管理にも努めています。

市場関連取引に付随する信用リスクについては、「市場リスクマネジメント要領」を制定し、信用リスクに関するモニタリングを常時行っています。

また、各部・室長で構成するリスク管理委員会を四半期ごとに又は随時開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容及び対応方針を協議しています。

◇貸倒引当金の計上基準

当会における貸倒引当金は、「資産の償却・引当細則」に基づき計上しています。

自己査定結果に基づく債務者区分に応じ、債務者区分毎あるいは個別債務者毎に算出した予想損失額を貸倒引当金として、その全額を計上しています。

正常先及びその他の要注意先の債権については貸倒実績率（貸倒実績率が税法基準0.348%を下回る場合は税法基準）により算出した予想損失額を、一般貸倒引当金として計上しています。

要管理先の債権については、個別債務者毎の保全不足額からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除した残額を、一般貸倒引当金として計上しています。

破綻懸念先の債権については、個別債務者毎のⅢ分類額からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除した残額を個別貸倒引当金として計上しています。

実質破綻先及び破綻先の債権については、Ⅲ分類及び分類の全額を個別貸倒引当金として計上しています。

◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額を告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ’ｓ）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（Ｓ＆Ｐ）
フィッチレーティングスリミテッド（Ｆｉｔｃｈ）

② リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	

（注）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

（１）信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		平成20年度					平成19年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国　内		860,293	121,948	174,955	－	1,385	858,357	106,624	153,779	－	1,874
国　外		47,285	－	47,285	－	0	56,975	26	56,949	－	－
地域別残高計		907,578	121,948	222,240	－	1,385	915,332	106,651	210,728	－	1,874
法人	農　業	6,757	6,711	－	－	1,026	6,053	5,997	－	－	－
	林　業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	37,207	25,242	7,489	－	78	31,984	19,503	7,068	－	－
	鉱　業	1,501	1,501	－	－	－	1,000	1,000	－	－	－
	建設･不動産業	14,828	10,022	－	－	－	16,099	11,809	－	－	1,551
	電気･ガス･熱供給･水道業	661	12	－	－	－	668	12	－	－	－
	運輸・通信業	7,922	2,871	4,260	－	29	7,729	2,268	4,585	－	46
	金融・保険業	542,909	26,267	43,734	－	－	571,882	14,313	46,983	－	－
	卸売･小売･飲食･サービス業	18,765	15.442	2,835	－	－	21,479	14,983	5,902	－	－
	日本国政府・地方公共団体	178,524	22,496	155,790	－	－	154,667	24,005	130,661	－	－
	上記以外	57,987	1,697	8,130	－	0	49,745	1,607	15,525	－	－
個　人		9,683	9,683	－	－	249	11,151	11,151	－	－	275
その他		30,828	－	－	－	－	42,871	－	－	－	－
業種別残高計		**907,578**	**121,948**	**222,240**	**－**	**1,385**	**915,332**	**106,651**	**210,728**	**－**	**1,874**
1年以下		499,277	18,222	9,023	－		548,477	16,507	22,653	－	
1年超3年以下		31,547	15,840	15,707	－		37,546	17,310	20,235	－	
3年超5年以下		61,626	13,187	47,475	－		27,330	12,165	15,164	－	
5年超7年以下		65,769	19,952	45,817	－		67,316	11,162	55,156	－	
7年超10年以下		87,115	13,729	73,385	－		88,251	20,155	68,095	－	
10年超		69,846	40,011	29,834	－		55,606	27,188	28,417	－	
期限の定めのないもの		92,395	1,003	996	－		90,805	2,160	1,005	－	
残高期間別残高計		**907,578**	**121,948**	**222,240**	**－**		**915,332**	**106,651**	**210,728**	**－**	

（注）1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2．「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3．「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5．「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
6．「平均残高」につきましては、期末残高と著しい差異が無いことから記載しておりません。

（2）貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

	平成20年度					平成19年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	425	671	－	425	671	716	425	－	716	425
個別貸倒引当金	3,405	2,817	1,652	1,753	2,817	2,735	3,405	292	2,443	3,405

b　業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：百万円）

		平成20年度						平成19年度					
		個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国　内		3,405	2,817	1,652	1,753	2,817		2,735	3,405	292	2,443	3,405	
国　外		－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
地域別計		**3,405**	**2,817**	**1,652**	**1,753**	**2,817**		**2,735**	**3,405**	**292**	**2,443**	**3,405**	
法人	農　業	941	889	－	941	889	－	－	941	－	－	941	－
	林　業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	37	63	－	37	63	－	35	37	－	35	37	－
	鉱　業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	2,183	1,269	1,547	635	1,269	－	2,369	2,183	192	2,176	2,183	－
	電気･ガス･熱供給･水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	15	453	－	15	453	－	31	15	－	31	15	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売･小売･飲食･サービス業	－	－	－	－	－	－	69	－	65	4	－	－
	上記以外	7	9	－	－	9	－	7	7	－	7	7	－
個　　人		220	132	109	110	132	－	222	220	34	187	220	－
業種別計		**3,405**	**2,817**	**1,657**	**1,748**	**2,817**	**－**	**2,735**	**3,405**	**292**	**2,443**	**3,405**	**－**

（注）一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

（3）信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

（単位：百万円）

		平成20年度			平成19年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	－	208,724	208,724	－	196,902	196,902
	10%	－	2,724	2,724	－	3,968	3,968
	20%	7,986	509,010	516,997	7,344	545,147	552,492
	35%	－	6,808	6,808	－	7,705	7,705
	50%	27,349	2,476	29,825	29,883	1,992	31,875
	75%	－	225	225	－	252	252
	100%	9,491	131,875	141,367	8,759	109,906	118,665
	150%	－	901	901	－	960	960
	その他	－	4	4	－	2,508	2,508
自己資本控除		－	－	－	－	－	－
合　　計		**44,827**	**862,750**	**907,578**	**45,987**	**869,345**	**915,332**

（注）「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公営企業等金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がＡ－又はＡ３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

	平成20年度			平成19年度		
	適格金融資産担保	保　証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保　証	クレジット・デリバティブ
地方公営企業等金融機構及び我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	2,856	－	－	3,926	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け	530	91	－	246	116	－
中小企業等向け及び個人向け	－	17	－	0	21	－
抵当権付住宅ローン	32	－	－	45	－	－
不動産取得等事業向け	274	14	－	225	16	－
三月以上延滞等	－	－	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－	－	－
上記以外	－	3,793	－	66	3,792	－
合　計	**837**	**6,773**	**－**	**584**	**7,873**	**－**

（注）1．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4．「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引については、「リスクマネジメント基本方針」に基づく単年度リスク管理方針において、金融先物取引等の限度額基準を定め、商品毎の取引限度額による管理を行っています。また、1取引における運用限度額とロス・カットの基準を設けることで、リスクのコントロールを図っています。

長期決済取引については該当がありません。

（1）派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	平成20年度	平成19年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント･エクスポージャー方式	カレント･エクスポージャー方式

平成20年度

（単位：百万円）

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金･自会貯金	債　券	そ の 他	
(1)外国為替関連取引	14	48	－	－	－	48
(2)金利関連取引	0	1	－	－	－	1
(3)金関連取引	－	－	－	－	－	－
(4)株式関連取引	－	45	－	－	－	45
(5)貴金属（金を除く）関連取引	－	0	－	－	－	－
(6)その他コモディティ関連取引	－	0	－	－	－	－
(7)クレジット・デリバティブ	－	35	－	－	－	35
派生商品合計	**15**	**131**	**－**	**－**	**－**	**131**
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果（△）		－				－
合　計	**15**	**131**	**－**	**－**	**－**	**131**

平成19年度

（単位：百万円）

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金･自会貯金	債　券	そ の 他	
(1)外国為替関連取引	－	2,609	－	－	－	2,609
(2)金利関連取引	－	2	－	－	－	2
(3)金関連取引	－	－	－	－	－	－
(4)株式関連取引	－	959	－	－	－	959
(5)貴金属（金を除く）関連取引	－	－	－	－	－	－
(6)その他コモディティ関連取引	－	－	－	－	－	－
(7)クレジット・デリバティブ	－	41	－	－	－	41
派生商品合計	**－**	**3,613**	**－**	**－**	**－**	**3,613**
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果（△）		－				－
合　計	**－**	**3,613**	**－**	**－**	**－**	**3,613**

（注）1．「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法のひとつです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。

2．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

3．「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

（2）与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

（単位：百万円）

	平成20年度		平成19年度	
	プロテクションの購入	プロテクションの提供	プロテクションの購入	プロテクションの提供
想定元本額	―	35	0	41
クレジット・デフォルト・スワップ	―	35	0	41

（注）1．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
2．「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。
3．「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・ バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

（3）信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

（単位：百万円）

	平成20年度	平成19年度
想定元本額	―	―

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

当会では、投資有価証券等のひとつとして「証券化商品」を取得しており、一般の債券と同様「統合リスク管理要領」、「市場リスクマネジメント要領」、「信用リスクマネジメント要領」に基づき、金利リスク、市場関連取引に付随する信用リスクの管理を行っています。

証券化取引において「投資家」以外の役割となる取引は行っていません。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかるリスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、「その他有価証券」及び「その他買入金銭債権」として会計処理を行っています。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ’ｓ）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（Ｓ＆Ｐ）
フィッチレーティングスリミテッド（Ｆｉｔｃｈ）

（１）当会がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

（２）当会が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

a　保有する証券化エクスポージャーの額

（単位：百万円）

	平成20年度	平成19年度
クレッジトカード与信	－	－
住宅ローン	－	－
自動車ローン	－	－
そ　の　他	2,007	5,173
合　　計	2,007	5,173

b　リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

（単位：百万円）

	平成20年度		平成19年度	
	残　高	所要自己資本額	残　高	所要自己資本額
リスク・ウェイト20%	299	2	2,746	21
リスク・ウェイト50%	748	14	2,427	48
リスク・ウェイト100%	410	16	－	－
リスク・ウェイト350%	406	56	－	－
その他のリスク・ウエイト	－	－	－	－
自己資本控除	142	142	－	－
合　　計	2,007	233	5,173	70

（注）「その他のリスク・ウエイト」には、自己資本比率告示第225条第6項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウエイトの加重平均値となるもの、及び自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記以外のリスク・ウエイトとなるものが該当します。

c　自己資本比率告示第223条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

（単位：百万円）

	平成20年度	平成19年度
クレッジトカード与信	－	－
住宅ローン	－	－
自動車ローン	－	－
そ　の　他	142	－
合　　計	142	－

d　自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当する取引はありません。

6. オペレーショナル･リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では、オペレーショナル・リスクを「事務リスク」、「法務リスク」、「システムリスク」等に分けて捉え、「オペレーショナル・リスク管理要領」に基づき管理しています。

事務リスクについては、当会役職員の不正確な事務処理、あるいは事故・不正等の発生を未然に防止するため、コンプライアンス・マニュアル、内部管理事務手続等の整備・徹底と、部署間で相互牽制が働く体制を整備することで適切なリスク管理を目指しています。また、「業務確認手続」を定め、各部署毎に日々業務確認を行うことにより、業務におけるリスクの所在を認識し、リスクの軽減に努めています。

法務リスクについては、新しい金融商品の取扱いや各種契約書の作成にあたって、顧問弁護士等によるリーガル・チェックを実施する等法務リスクの未然防止に努めています。

システムリスクについては、当会の情報資産（情報及び情報システム）を適切に保護するための基本方針である「セキュリティポリシー」、安全対策基準である「セキュリティスタンダード」等を遵守することでシステムリスクの未然防止を図っています。また、不測の事態に備えた「コンティンジェンシープラン（危機管理計画）」の策定と定期的な訓練により、万一のリスクにも備えています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

◇出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、出資エクスポージャーに関して、以下のとおり管理しています。

有価証券勘定の株式については、「統合リスク管理要領」、「市場リスクマネジメント要領」、「信用リスクマネジメント要領」に基づき管理しています。格付に応じた与信限度額管理や株式全体での取得限度枠管理のほか、同業種への集中排除、信用リスクのモニタリング、ＶａＲによるリスクの計量化等のリスク管理を行っています。

外部出資勘定の株式・出資については、信用リスクのモニタリングにより業況・財務内容の把握に努めています。

（１）出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	平成20年度		平成19年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上　　場	11,544	11,544	14,641	14,641
非　上　場	48,142	48,142	32,696	32,696
合　　計	**59,686**	**59,686**	**47,338**	**47,338**

（２）出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

平成20年度			平成19年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
－	83	3,938	1,671	－	74

（３）貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

平成20年度		平成19年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
369	1,997	2,586	1,259

（４）貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

平成20年度		平成19年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
－	－	－	－

資料編

8.金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により損失を被るリスクのことです。

当会では、「統合リスク管理要領」及び「市場リスクマネジメント要領」により金利リスクを管理しています。リスク統括部ではＶａＲを用いて定期的に金利リスクを算出し、その他の市場関連リスク、信用リスク及びオペレーショナル・リスクとの合計額を取得リスクとし、新ＢＩＳ規制で定める自己資本比率算定上の所要自己資本額を基準として設定した「許容リスク（230億円）」との対比を行っています。取得リスクにアラーム・ポイントを設定し、その水準（220億円）を超過した場合には、運用担当部署である資金証券部や営業部、ＡＬＭ担当部署である企画管理部等関係部署と対応策を協議するとともに、リスク管理委員会等へ報告することにより統合的なリスク管理を目指しています。

◇金利リスクの算定方法の概要

当会では、ＶａＲ（バリュー・アット・リスク）により金利リスクを算出しています。

ＶａＲとは、一定の保有期間、一定の信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失額のことです。当会では、保有期間1ヶ月、信頼区間99％（変動幅2.33標準偏差）のＶａＲを分散・共分散法により算出しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量－調達勘定の金利リスク量（△）

内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減

（単位：百万円）

	平成20年度	平成19年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	4,055	3,188

（注）金利リスクは、保有期間1ヶ月、信頼区間99％（変動幅2.33標準偏差）のＶａＲを算出し、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しています。

JAバンク山口 PRアシスタントの紹介!

夢叶えるフクロウ

フクエモン

《フクエモンのプロフィール》

物知り博士のフクエモンは、みんなの知恵袋。
フクロウ科の中でも福と富をもたらす金運類に属し、お金のことに関しては、彼に相談すればその望みを叶えてくれるという。
もっとも得意とするのは算術と、自他共に認めるところである。

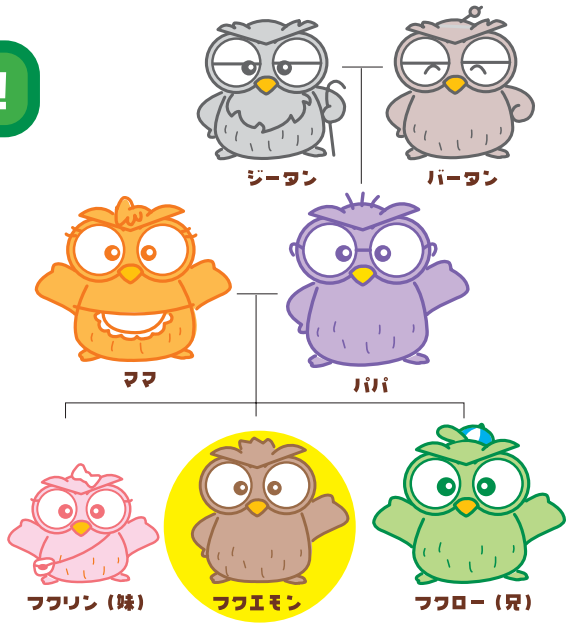

フクエモンの友達

発　行／　平成21年7月
編　集／　山口県信用農業協同組合連合会
企画管理部
TEL／　083(973)2231
FAX／　083(973)7795
E-mail／ kikaku@jabank-yamaguchi.or.jp
URL／ http://www.jabank-yamaguchi.or.jp
こちらからもディスクロージャー誌がご覧になれます。

本所4Fロビー壁画　錦帯橋

JAバンク山口信連
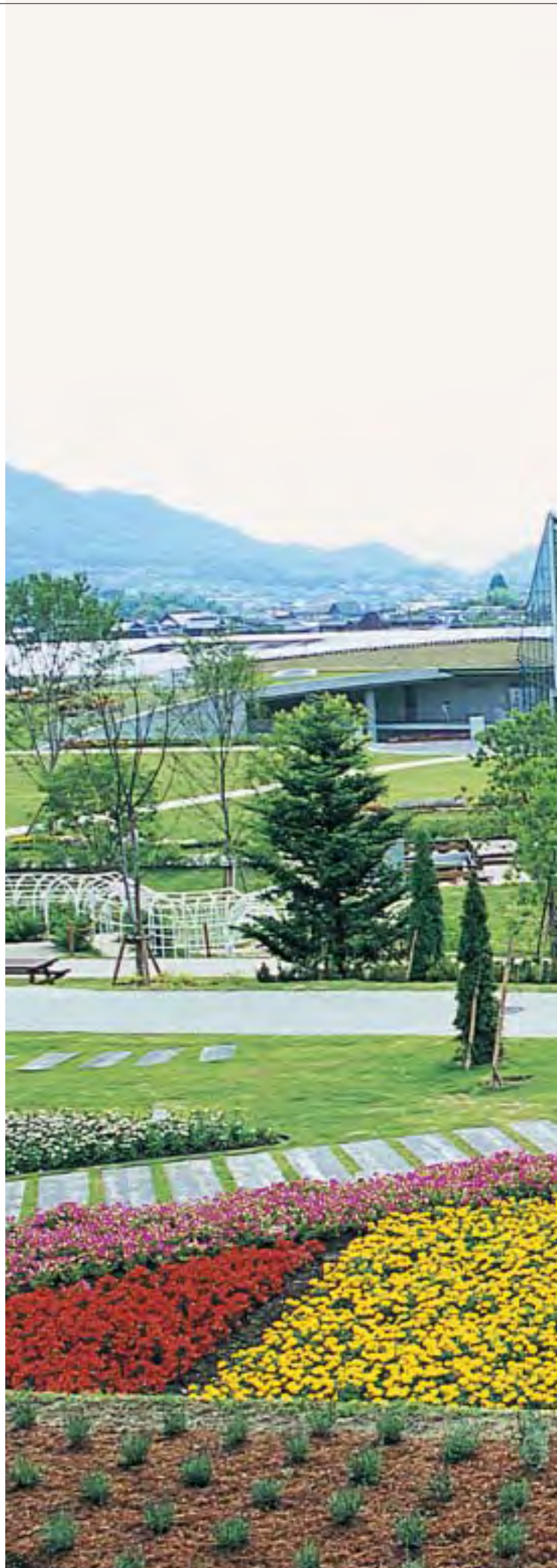
本誌は環境に優しい再生紙を使用しています。